

## 平成18年第1回御宿町議会定例会

### 議事日程（第3号）

平成18年3月16日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 発議第1号 御宿町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 2 発議第2号 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について  
日程第 3 発議第3号 安全で安心なまちづくり宣言に関する決議案について  
日程第 4 発議第4号 御宿町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 5 一般質問

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員（13名）

1番	石井芳清君	2番	松崎啓二君
4番	伊藤博明君	5番	吉野時二君
6番	川城達也君	7番	式田孝夫君
8番	瀧口義雄君	9番	白鳥時忠君
10番	小川征君	11番	中村俊六郎君
12番	浅野玄航君	13番	貝塚嘉軼君
14番	新井明君		

### 欠席議員（なし）

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	井上七郎君	助役	吉野和美君
収入役 職務代理	野口泉君	教育長	岩村實君

総務課長	綱島 勝 君	企画財政課長	瀧口 和 廣 君
教育課長	田中 とよ子 君	税務課長	木原 政 吉 君
環境整備課長	藤原 勇 君	農林水産課長	石田 義 廣 君
建設水道課長	井上 秀 樹 君	商工観光課長	米本 清 司 君
住民課長	佐藤 良 雄 君	保健福祉課長	氏原 憲 二 君

事務局職員出席者

事務局長	吉野 健 夫 君	係 長	市原 茂 君
------	----------	-----	--------

## 開議の宣告

議長（伊藤博明君） おはようございます。

本日の日程はあらかじめお手元に配付いたしました日程によりますので、よろしくお願いたします。

本日の出席議員は13人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時01分）

## 発議第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第1、発議第1号 御宿町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者、川城達也君、登壇の上提案理由の説明を願います。

（6番 川城達也君 登壇）

6番（川城達也君） それでは、発議第1号についてご提案申し上げます。

発議第1号。

御宿町議会議長 伊藤博明様。

提出者 御宿町議会議員 川城達也。

賛成者 御宿町議会議員 貝塚嘉、松崎啓二、新井 明、瀧口義雄。

御宿町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由であります、地方自治法第91条第2項第3号によりますと、人口5,000以上1万未満の町村では、18人を超えない範囲内で議員定数を定めなければならないと規定されております。しかし、地方財政は依然として厳しく行政改革が進む中、御宿町議会においても調査検討を進めており、平成10年には、議会において議員定数を16名から14名に削減しております。そして今回、財政多難な現状を直視し、少数精鋭での議会運営を行うことを我々議員一人一人がさらなる決意と信念を持って議員定数を削減するものである。

現在、条例で定められている「14人」を2名少ない「12人」に改めるため、御宿町議会議員

定数条例の一部を改正する条例の制定をここに提案いたします。

なお、附則として、この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用することとするものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

発議第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第2、発議第2号 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者、瀧口義雄君、登壇の上提案理由の説明を願います。

（8番 瀧口義雄君 登壇）

8番（瀧口義雄君） 発議第2号。

御宿町議会議長 伊藤博明様。

提出者 御宿町議会議員 瀧口義雄。

賛成者 御宿町議会議員 貝塚嘉、松崎啓二、新井 明、川城達也。

議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由。

地方財政は依然として厳しく行政改革が進む中、御宿町議会においても調査検討を進めておりますが、財政多難な状況を直視し、議員一人一人が行政とともに安定した町づくりを推進するため、本条例第5条第1項を改正し、議会の招集や委員会に出席するための費用弁償を削減するものです。

以上です。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

議員発議であります。この議案を審議するために参考意見を専門部職より求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。この質問に対する許可はよろしいですか。

議長（伊藤博明君） はい、いいでしょう。

1番（石井芳清君） それでは、費用弁償等ということですが、1,000円を減じる内容だということですが、これまで議会開催にかかる費用ということで、たしか費用弁償だけというふうな認識をしておりました。これを削るということになりますと、議会開催の費用ということは実質なくなるというふうに理解していると思うわけですが、これについて事務局より確認をお願いしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 吉野事務局長。

議会事務局長（吉野健夫君） 従来は本会議、議会運営委員会につきまして、1日について費用弁償ということで一応1,000円出しておりましたけれども、今後、1,000円を出さないということになっていくわけでございます。

（「定例会」と呼ぶ者あり）

議会事務局長（吉野健夫君） 定例会、臨時会もそうでございます。

（「じゃ、これからはないということ」と呼ぶ者あり）

議会事務局長（吉野健夫君） はい、行いません。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

発議第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決しました。

発議第3号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第3、発議第3号 安全で安心なまちづくり宣言に関する決議案についてを議題とします。

提出者、瀧口義雄君、登壇の上提案理由の説明を願います。

（8番 瀧口義雄君 登壇）

8番（瀧口義雄君） 発議第3号。

御宿町議会議長 伊藤博明様。

提出者 御宿町議会議員 瀧口義雄。

賛成者 御宿町議会議員 貝塚嘉、松崎啓二、新井 明、川城達也。

安全で安心なまちづくり宣言に関する決議案について。

上記の議案を、別紙のとおり御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由。

安全で安心して暮らせる生活環境は、町民すべての願いであり、町民生活の基盤となるものであるが、近年、私たちの身近で犯罪や交通事故、自然災害などさまざまな事件や事故が発生し、かつての安全神話は崩れ不安が増大している。

こうした中、安心に暮らせる安全な地域社会の実現のためには、自助と共助の精神による町民と行政、議会が協働した新しい時代の安全で安全な町づくりに総力を挙げて取り組んでいくことを宣言するものです。

以上です。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

発議第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決しました。

発議第4号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第4、発議第4号 御宿町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者、新井 明君、登壇の上提案理由の説明を願います。

( 14番 新井 明君 登壇 )

14番(新井 明君) 新井でございます。

それでは、発議第4号についてご提案申し上げます。

発議第4号。

御宿町議会議長 伊藤博明様。

提出者 御宿町議会議員 新井 明。

賛成者 御宿町議会議員 貝塚嘉 、松崎啓二、中村俊六郎、瀧口義雄。

御宿町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由として、地方財政は依然として厳しく行政改革が進む中、町行政において町事務分掌条例が提出され、議会において可決されました。御宿町議会においても、さらなる行政運営に住民の意見を反映させることができるように、常任委員会の所管を改正するものです。

条例第2条第1項第1号のA中「税務課及び収入役室」を「税務会計課」に改め、同項第2号のA中「建設水道課、農林水産課、商工観光課、環境整備課」を「建設環境課、産業観光課、住民水道課における水道事業」に改め、同項第3号中「教育、民生委員会」を「教育民生委員会」に、同号A中「住民課」を「住民水道課における住民事務」に改めるものです。

なお、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

以上です。よろしく願いをいたします。

議長(伊藤博明君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

発議第4号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(伊藤博明君) 挙手多数です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決することに決しました。

一般質問

議長（伊藤博明君） 日程第5、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡素にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることができないことになっていますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

浅野玄航君

議長（伊藤博明君） 通告順により、12番、浅野玄航君、登壇の上ご質問願います。

（12番 浅野玄航君 登壇）

12番（浅野玄航君） おはようございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

まず、質問に先立ちまして、本1月ご逝去いたしました先輩議員、故式田善隆氏に対しまして、これまでいただきましたご指導に深く感謝させていただくとともに、哀悼の意をあらわし、心よりご冥福をお祈り申し上げます。ご愁傷さまでございました。

それでは、これより通告に従いまして、私、御宿町の住民の一人といたしまして、また御宿町民の代表としての立場から、町の将来についての井上町長のお考えを端的にお伺いしたいと、そのように思います。よろしく願いいたします。

皆様ご承知のように、井上町長は、昨年、唐突に持ち上がりました99年の合併特例法下での、ある面拙速とも思える合併構想は見送り、当面は単独での町政運営の町づくり、これの決断を表明いたし、本日に至っております。井上町長のこのご英断に、私も全面的に賛同いたすものであります。また、多くの町民の皆様からも支持されておることと、私は私なりに判断いたしております。

さて、こうした中で、千葉県は、今秋10月を目安に新たな合併の組み合わせモデルを盛り込んだ「市町村合併推進構想」なるものを策定し、各自治体に示す予定であるという報道がなされております。これはほぼ確定的なことであろうかと思えます。それ以降は、当然のことながら政府が打ち出しております「小規模自治体のさらなる合併推進」、こういう基本方針がございまして、これに基づきまして、県の構想に沿った形での指導がかなり強まるんではなかるうか、そのように推測いたすものでございます。当然、私たちは、現在の決断、99年特例法下での決断、いわゆる御宿町単独の町づくり構想を永遠に続けるというところに固執するものではありません。今、こういう流動的な時代でございます。地域のよりよい将来について、常に



柔軟に検討・対応していくことは当然のことでございます。

そうした中で、町執行部においても、過日行われたそうでございます推進法案策定に向けての県のヒアリング、聞き取り調査で、「10年3月の合併新法期限内での合併を目指す」と、このような意向を示したとのことでございます。これは、町政の今後の、御宿町の将来の指針として非常に大事なことであろうかと思えます。大きな決断を示したものであると思えます。井上町長といたしましては、近い将来の地域、御宿町のあるべき姿を広く内外に示したと、このように申し上げてもよろしいのではなかろうかと思えます。

ところが、残念ながら、なかなか新聞報道等では細かいことはわかりません。県のインターネットなどにはありますけれども、あれを見ている人ばかりとは言えませんので、すべての町民の皆様にはやはりこれはお知らせいたすべきことではなかろうかと思えます。

御宿町は、県のヒアリングに対して、町づくりについてこういうような案を示しましたよ、これが将来、井上町政が進む道ですよと。ぜひそのようにお願いしたいと思えます。私がここで質問に立たせていただき、そこからご答弁をいただくことが議会だより等で報道されれば、町民の皆様へのお知らせの一助になるのではなかろうかと思えて、私、ここに立たせていただきました。

そこで、県の聞き取り調査はいろんな項目があったかに聞いておりますし、私もさっとは見せていただきましたが、その中で特に「今後の重要施策と課題」、「地域の将来のあるべき姿」、この辺につきましてどのような方針・見通しを持っておられ、それをどういうふうに県に説明なされたのか。ここで御宿町民に対してもしていただきたいな、御宿議会に対してもしていただきたいなと思えます。

もう一つございます。この中で、「合併新法期限内での合併を目指す」意思の表明をいたしました。この根拠はいかかなものかということでございます。当然、根拠があつての表明だろうと思えます。また、文章や文言としては具体的には表現されていなくとも、このような期限を限つての表明をなされたということは、その根底には町長として当然、対象となる自治体が想定されておる、1つの組み合わせじゃなくても結構ですけれども、幾つかの選択肢の中でも結構ですけれども、対象となる自治体が想定されておってしかるべきかと思えます。当然そうであると思えますし、もしそれがないとすれば、無責任のそしりは免れないということになります。

そこで、井上町長としては、合併の枠組みについてどのようにお考えなのか、この期限の中で。また、そのお考えに基づいて当然、合併に向けての環境づくりのための具体的な動き、働

き、これを行われておることであろうと推測いたします。何といたってもあと3年半かそこいらしかございません、どのみち。

こういうことがどの程度具体的に行われて現在に至っておるのか、詳しくご説明いただければありがたいなと思います。よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） それじゃ、私の方から、県のヒアリングについての経過等について説明させていただきたいと思います。

ご質問のヒアリング調査につきましては、この合併推進構想の策定にあたりまして、市町村の将来ビジョンを担う合併の動向を聴取し、審議会の資料とすることを目的にしております。過去の合併の協議の経緯、また町で抱えている課題、今後の財政状況の見込みなどを踏まえまして、現在の合併に対する考え方を整理したものでございます。

現在の重点施策等につきましては町長の方から説明があるかと思いますが、現在、町が抱えている課題に対しまして、行政改革に取り組み、自助努力をしていくところでございますが、医療、介護などの社会保障に係る経費など、義務的経費の伸びが今後も予想される反面、また経費節減にも限界があり、近い将来、合併も視野に入れながらの行政運営を進めなければならないということも事実であります。

ヒアリングにおける合併の時期の回答につきましては、このような状況を踏まえまして、合併するのであれば、各種の支援制度の受けられる法定期限内の合併を検討していきたいとの観点からの回答であるということをご理解いただければと思います。

ヒアリングに際しまして、県は分権型社会へ向けて基礎自治体の規模をどのように考えているのかという質問をいたしました。また、夷隅郡市の場合、地理的条件や財政状況等が類似している中で3町の合併が行われ、5万人未満の新市が誕生したわけでございますが、県が考えている基礎的自治体が誕生したかというようなことも質問をいたしました。

県の回答は、合併は長期的に考えなければならないし、スケールメリットを考慮する必要もあり、5万人未満の市も視野に入れての勧告もあり得る、また勧告を行うためには基礎的自治体としてどういう姿であるか十分に整理、検証していく必要があり、県の合併支援も県の構想枠に合った合併に対して行う予定であると、そういう回答でございました。

また、それに対して、2月17日には県の審議委員会の方でも、基礎的自治体がどういう姿であるべきかということの協議をなされたようでございます。

市町村合併におきましては、単にコストの削減や人口規模の観点だけの合併ではなく、やは

り本当の意味での地域の発展につながる合併でなければならないと考えておりますが、合併構想の策定にあたりましては、各市町村の基本構想や行政状況を把握している市町村課でありますから、合併の総論だけではなく、将来その枠組みが具体的に地方自治体としての役割を果たす上で最上であるという県の考え方を具体的に示すことも必要ではないか、またそのような構想を策定していただきたいというような要望をいたしました。

私の方からは、合併協議の経過について以上でございます。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 今、浅野議員の質問にありました「合併新法期限内での合併を目指す」意思表示をした根拠はいかなるものか、また、対象となる自治体の想定についてのご質問がありました。

議会の冒頭でも申し上げましたように、地方分権は、権限移譲や三位一体の改革など着実に進展しており、基礎的自治体である市町村は、住民福祉、教育や町づくりの事務において、日常生活に関するものでできる限り市町村で完結できる能力とともに、自立した財政運営が求められております。

このように、国は小さく効率的な政府実現に向け、国から地方へと着実に改革を進めているところですが、今国会に提出された行政改革推進法案の中で、地方の職員削減など地方の自主的な改革の責務の明記や、地方自治制度調査会での道州制の導入についての検討など、今後も地方行政の効率化、自立についてなお一層強く求め、また財政措置についても、基礎的自治体として効率的であると判断する規模を対象としたものとなることが予想されます。

国が地方分権を強力に進める中で、現在の町の抱える課題へ対応し、分権型社会構築のため、合併は有効策であり、本来であれば行政改革の推進とともに、具体的な協議も必要な時期にあると考えております。合併するのであれば、さまざまな財政支援を受けられる新法の中での合併を検討していく必要があると考えております。

現在、当町が合併を検討するのであれば、やはり一部事務組合の運営も含め、その効果を最大限に生かすためには、最低でも旧1市5町規模での合併協議が好ましいと考えておりますが、いすみ市も誕生後間がなく、また現在、千葉県の合併構想では5万人以下の市も視野に入れ検討し、その合併支援策も、この構想に合った市町村合併への支援となる予定だと聞いておりますので、近隣市町村の状況や県の構想を注視する必要があるのではないかと考えております。

このようなことから、現在、合併への環境づくりについて具体的な取り組み、働きかけを行っておりませんが、三位一体の全容が見え、歳入の増加が見込めない現状で、旧法の合併協議

とは合併に対する考え方について修正が必要になっていると考えており、各市町村とも行政改革に取り組み、職員の削減計画等行政のスリム化に努めており、こうした意識のもとで合併協議がなされることは、より効果的な合併となる環境が整いつつあると考えております。

12番（浅野玄航君） 私は、評論家に評論を伺っているんじゃなくて、御宿町町長に現場の話を伺っているんですけれども。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 当面する課題と方向性について、町では現在、中学校関連施設の建設を計画どおりに完成することを第一の目標としております。少数精鋭による効率的で持続可能な行政運営ができる組織・機構の改革、特別職の給与を30%削減、さらに議員発議による議員定数の……。

12番（浅野玄航君） ちょっと、議長。私の質問を聞いてくださっているのかわからないようなご答弁が続いているんですが。町長にこんなことを言っただけは誠に失礼なんです、私、端的に合併のことに絞って伺っているつもりなんですけれども、いかがでしょうか。私の質問の趣旨がおかしいでしょうか。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） この秋に県の方から示される枠組みについて、それを示された以後、合併についての考え方を各町を通していくことが望ましいのではないかと、そういうふうと考えております。

12番（浅野玄航君） 私はそこがおかしいと思うんだけれども、先ほどこういう答えがありましたね、最低1市5町を目指すというような。申しわけないけれども、これはもうこういう時期は過ぎたんですよ。今から3年前、私たちが合併協議会にいる時期で。こんなことを言っていたら合併の話なんてできませんよ。

さらに、さっきちょっと触れましたけれども、秋に県の構想が出ますね。それを受けてやるということは、要するに県の指示にすべて従うんだ、そういう方針なんだというふうにとっていいわけですか。だとしたら、県のヒアリングで申し述べたことというのは、まるきり主体性がないととられても仕方がないと思うんです。やはり合併につきましては、先ほど総論で町長が言ってくださいました。いろんな意義のあることを言ってくださいました。それに沿ってやるためには、やはり主体性を持ってやらなければどうしようもないと思うんです。

こうやってスリム化していきますよ、町独自の仕事をしていきますよ、そして、どこどうという形の枠組みで合併を進めていくのが町にとって、御宿の町民にとっていいんですよという

のが、合併だと思っんです。それはこうやってやっていくけれども、やっぱり1市5町、3年前、4年前の枠組みがいいんだと、私もそう思っます。そのための合併協議会に私も参加したんです。だけれども、あの時期はもう過ぎたんです。だれが考えても、現時点で。だったら今度は、県の指示が出てくるのを待ちましようよ、それから考えましようよというんじゃ、やっぱりこれはちょっと無責任過ぎやしないかなという気がいたしてあります。

この件について、これ以上、何か質問のしようがなくなっちゃったんですけれどもね。

(「まだ時間あるよ」と呼ぶ者あり)

12番(浅野玄航君) 確認をさせていただきますけれども、「10年3月前の合併新法期限内での合併を目指す」というのは、これはあくまでもヒアリングに対しての答弁であって、はっきり申し上げて、その場しのぎの答弁だと。

議長(伊藤博明君) 井上町長。

町長(井上七郎君) そういうことではありませんけれども、中学校の完全整備と岩小を御小への統合についてを当面の緊急の課題としてあります。それが済んでから合併については私は考えたいと、そのように考えてあります。

12番(浅野玄航君) 困っちゃったな。そうすると、平成19年に体育館を始めて、それができ上がって平成20年になってから、今度はさあ合併について考えましよう、そういうタイムスケジュールになってくる。ところが、今年の秋にはもう県の構想が出される。その辺との整合性が頭の中で私もちょっとこんがらがってきちゃいましたけれども。

次へ行きます。

合併からちょっと離れます。合併の有無にかかわらず、先ほどから町長も総務課長もおっしゃっています、私たちも考えてありますけれども、財政状況の厳しさというのはどんどん進んでくるのではなかるうかなという気がしますし、そのようなことだと思います。

そういう中で、可能な範囲での住民の負担増・人件費の削減等を加味した上でも、5年後の政策的財源は小規模自治体においては半減するであろうと、こういう予測もなされてあります。町長さんの信頼する、これは県のある機関での予測です。信頼できるものだと思います。当然、と思います、こういう予測につきまして。可能な範囲での住民の負担増・人件費の削減等を加味した上でも、5年後の政策的財源は小規模自治体、ここでいう小規模自治体の要員は大体5万人から10万人だそうです。半減するであろうと、事業費が。こういう時代が来ると。これは、県のある団体というか、市町村合併の推進構想を考えてのところで明言してあります。

そういう中で、きのう、18年度の予算が可決されましたけれども、投資した財源がやはり住

民の福祉や利便性、地域の活性化に直接反映されるものでなければ、説得力がありません。また、町民の理解を得られないものと思います。そういう時代が年を追ってやってくると思います。当然、御宿町でもこの観点から行政全般での見直しが継続的に行われ、その成果はあらわれていると私は思っております。今年だけでも、三役の皆様の30%の減を初めとして人件費だけで五千数百万円の、これは節約とは言えません、本当は身を切ったんだと言っていいと思います。これを節約と言ったら、働いている皆さんに申しわけないということになります。身を削っていただいている、そういう中での五千数百万円でございます。また、そういった面でも、18年度の一般会計予算にはご苦労が、僕は切々と感じられるような気がいたします。残念ながら、この財政難はさらにこれから進んでくる、むしろ加速してくるのではなかろうかなと。景気が上向きになってくるからといったって、やはり私は町の財政にそれは反映してこないと思っております。

そういう中で、今後の方針ですけれども、小泉首相、私、あの方の政策を決して100%支持しているものではありません、どちらかといえば逆の立場ですけれども、あの方の見方、「聖域なき改革」、こうやってあの方はおっしゃっています。あれではありませんけれども、いろいろな政策、町内だけではありません、もっと広い目を見て、過去のいきさつにとらわれることなく、思い切った政策の転換。何といったって、数年後には事業費が半分になってしまうんですから。特に、先ほど町長さんがお答えくださった、中学校が終わってから、それから合併を考えるんですから。数年間先を見なければいけませんから。となりますと、広域事業の見直しも含めた思い切った政策転換、町内での政策転換、節約、身を切る作業はほぼもう進み切ったのではなかろうかと思えます。あとは、これからは広域事業も含めた聖域なき政策の転換、これが必要な時期に差しかかってきております。

一つ一つのことにつきましては申し上げます。広域のいろいろなもののかかわり合いにつきまして、後の方の一般質問の項目にも出ているものもございまして、ですけれども、総枠として、現時点で井上町長の認識している部分だけで結構でございます。こういう面はこうしなければいけないと思うよと。あるいは、現在直面している問題があると思えます。これらについてできれば具体的にご説明いただき、私たちに今後の方向性というものを示していただければと思います。

ただ、その中で、いや後の一般質問のときに答える予定になっているものもあるからそれは省略するよというんだったらそれで結構ですから、そうやって言ってくだされればよろしいですから、いかがでしょうか。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 今後、公債費は平成23年度まで伸びを示し、社会保障費も少子高齢化の中でますます増大していくことが予想されております。また、耐用年数が近づいているごみ処理施設やし尿処理場の対応など、大規模な事業への財源も確保しなければなりません。一方、歳入面では地方交付税の圧縮、税収入の伸び悩みなど、定住及び交流人口の獲得による地域の活性化や空き地・施設の遊休町有地の有効活用を図り、自主財源の確保が必要と考えております。

即効性のある対応を模索している現状にはありますが、近い将来、劇的に好転すると予測することは非常に難しく、今後、政策的な財源確保はもとより、地域住民の福祉・教育等についても、現在のサービス水準を維持することは困難であることが予想されますので、このような状況を打開するためには、スケールメリットを生かした、先ほどから出ております合併も有効ではないかと考えておりますが、今の現状を考えますと、抜本的な政策の転換がなければ、今後、町政運営は非常に難しいのではないか、そのように考えております。

12番（浅野玄航君） いや、私は、最後の抜本的な政策転換について聞きたいんです。そこが聞きたいんです。お願いします。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 今、そのことについては鋭意協議中ございまして、まだ発表する段階には至っておりません。施策としては、二、三考えております。

12番（浅野玄航君） ですから、内容はいいですから、鋭意考えている項目をじゃ、教えてください。これについて考えているよ、これについて考えているよということで結構ですから。

町長（井上七郎君） まだその段階ではないので、もうしばらく時間をいただきたい。

12番（浅野玄航君） 要するに、議会議員に発表できる段階ではないと。町民に発表できる段階ではないと。

町長（井上七郎君） はい。

12番（浅野玄航君） 一般質問に対してのお答えがそれですか。

町長（井上七郎君） もう少し時間が欲しい。

12番（浅野玄航君） 終わります。ありがとうございました。（拍手）

議長（伊藤博明君） これより10時まで休憩いたします。

（午前 9時43分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時00分）

白鳥時忠君

議長（伊藤博明君） 通告順により、9番、白鳥時忠君、登壇の上ご質問願います。

（9番 白鳥時忠君 登壇）

9番（白鳥時忠君） ただいま議長のお許しを得ましたので、ただいまより一般質問をさせていただきますと思います。

きのうから大変重苦しい空気が漂ってしまっていて、自分もどうしたらいいものかと思っております。議会と執行部は敵なのか味方なのか……。ともに御宿町の未来を考えていく同胞ではないかと私は思っていたんですが、きのう、今日とちょっと私には重苦し過ぎるなと思っております。

気分を変えまして、自分の質問は軽い質問が多いので重く答えてもらわなくて結構ですので、よろしく願います。

きのうから、企画財政課長の答弁で の方に関しては大体答えていただきましたので、角度を変えまして、1点だけ質問をさせていただきたいと思えます。

財政が厳しいのは、皆さんもご承知のとおりわかっております。しかし、未来への展望がなければ、私たちもそうですけれども、住民の皆さんも希望が持てないのではないかと思います。

そこで、例えば費用対効果のある事業や施策に予算の一部をシフトして、町の事業を柱にするなどのお考えはありなのか。また、あるのであればどういうものなのか。企画財政課長にお答えいただきたいと思えます。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 今後の町づくりについては、官と民が一緒になって考えた町づくりをしなければなりません。例えば、今、国の事業ではまちづくり交付金とかそのような事業がありますけれども、このような事業は、本当に官と民が一体となって町づくりをしているという例がありますので、御宿町としても、そのような事業に積極的に取り組みたいと考えております。

9番（白鳥時忠君） いえ、それはわかるんですが、先ほどの町長の答弁でも感じたことな



んですけれども、具体的というか、ある程度の柱を、町長の口からは言えないと思うんですけれども、企画財政課長の方で何点かあるようでしたら、具体的に示していただければと思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 19年度が御宿町の後期の基本計画の始まる年度となっております。18年度にその計画を策定いたします。この策定においては、先ほど申し上げました具体的な例を、町民の皆様と一緒にできる、可能な事業から策定しようという考えでありまして、具体的にはまだ種目はありません。

9番（白鳥時忠君） わかりました。

企画財政課長、財政課長の上に「企画」という文字がつけてあると思いますが、瀧口企画財政課長は大変柔軟な考えをお持ちだと私も思っております。全国に先駆けてとか、ほかに前例がないと言われるような企画であっても、それを形にして実行していただきたいと思います。

では、小学校の統合の問題についてお聞きしたいと思います。

井上町長を初め、御宿町では、教育環境に関して最重要施策として取り組んでこられました。きのうも申し上げましたが、井上町長が小学校統合問題に関して、平成19年度に前倒しをするという決断をしました。私も全面的に支持します。しかしながら、統合に関して、子供たちに支障が出るようなことがあってはいけません。また、地域住民に心配させるような事がないようにしていただきたいと思います。

そこで、何点が質問させていただきますので、よろしくをお願いします。

今、小学校の統合問題に関して現状はどうなっているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） 現在の小学校の状況ですが、各小学校の児童数、クラス数の状況は、平成17年度現在、岩和田小学校、5クラスで児童数が55名、御宿小学校、8クラスで238名です。これが平成18年度、新年度に向けて、岩和田小学校が5クラス、児童数が44名、御宿小学校が9クラスで245名ということになっております。

小学校の統合問題につきまして、12月の定例会のときに浅野議員さんの一般質問の中でそれまでの経緯についてはお話ししてはしまして、平成19年4月1日に統合を目指すということで申し上げましたが、その後、岩和田地区に向けての説明について区長さんの方にいろいろお話をした中で、今後、4月に入って新役員さんが決まるということなので、その中で役員会の方へ出席させていただいて説明をするということになっております。現在はそのような状況で

す。

9番（白鳥時忠君） では次に、統合までのスケジュールに関して詳しく教えていただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 統合までのスケジュールですが、今お話ししましたように、岩和田地区の役員の方々にですね。岩和田小学校はやはり歴史的にも伝統のある学校です。今まで地域の方々にはいろいろな面でご協力・ご理解をいただいておりますので、統合につきましても、まず役員の方々に説明をして、今後、地区の方々へも協力要請をしていきたいと、このように考えています。

スケジュールですが、その役員会が終わりました後に、岩和田小学校の保護者、岩和田地区の住民、そういった方々に対しましての説明会を開催していきたいというふうに考えております。

手続上のスケジュールとしましては、今後、議会関係につきましては条例改正の願いをすることになります。御宿町立小中学校の設置条例の一部改正を6月議会に予定をしております。また、この議決をいただいた後には、県の方への岩和田小学校廃止届を10月くらいまでには提出をしたいというふうに考えております。その後、町の教育委員会の例規関係、いろいろの例規がありますので、それらについては9月の教育委員会の定例会の中で提案をしていきたい、このように考えております。

そのほか、児童に対します対応についてですが、1年間を通して、統合に向けてのいろいろな交流学习を進めていきたいと、このように考えています。

その内容についてですが、町内の御宿、岩和田、布施、この3つの小学校では既に児童の交流授業は実施しております。平成17年度にも行ってあります。これを18年度には回数を増やしまして、岩小と御宿小は特に月に1回の交流をしていきたいと、このように考えております。その交流授業を通じまして、岩和田小学校から御宿小学校まで徒歩で通学路の確認、安全面の確認、そういったものを指導していきながらの交流授業を開始していきたい、このように考えています。

以上です。

9番（白鳥時忠君） はい、ありがとうございます。

では、受け入れ側の御宿小学校の受け入れ体制について、教育課長にお聞かせを願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 御宿小学校の受け入れ体制ですが、現在の御宿小学校の教室数等についての対応は、現状の施設の中で対応可能ということになっております。

といたしますのは、先ほど申し上げましたように、現在17年度が、御宿小学校が8クラス、岩和田小学校が5クラス、18年度には御宿小が9クラス、岩小が5クラスということで、平成19年度に統合したときには10クラスになるだろうという予想をしております。数名の転入学者を入れると12クラスになる予定でもありますが、その中でも教室は充分対応できる数は確保できておりますので、その中で対応可能ということで考えております。

また、一部受け入れ準備というか、修繕を必要とするところがありますが、それは多少の修繕の中で体制を整えていきたいと、このように考えております。

9番（白鳥時忠君） わかりました。ありがとうございます。

あと、統合した際に、岩和田小学校の伝統的な文化財とかそういうものもたくさんあると思うんですが、そのようなものはどのように扱われるのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 岩和田小学校では、いろいろ伝統的な授業等で取り組んできております。そういったものについては、今後、統合しても、継続できるものについては継続して授業に取り組んでいきたいということを考えておりますし、また、いろいろな今までの記念となるものがありますね。そういったものについては、記念誌の発行ですとかそういったところでも準備を進めるようにということで、今後、学校の方には指導していくようにしております。18年度の予算の中で予算対応しております。

9番（白鳥時忠君） わかりました。

最後になりますけれども、1年先になりますが、岩和田小学校の跡地の利用に対して、対応はどうするのか。これを最後に1点、お聞かせ願って、終わります。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 岩和田地区の方々にとっては大変重要なことになるかと思いますが、町としても、平成19年度以降の学校施設の維持・管理・運営につきましては、現在、岩和田小学校の体育館は災害時の避難所となっております。また、現在、PTAや地域の人々が体育館並びにグラウンド等を定期的にご利用しておりますので、当分の間は地域住民の方々にご利用できるような体制にしたいと考えていますが、空き校舎の管理等についての具体的な案につきましては、これから庁舎内等でも検討していくことかということで考えております。

9番（白鳥時忠君） わかりました。

ぜひとも関係する方々や、一番は子供たちだと思っんですけれども、支障の出ることのないように注意して取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。（拍手）

貝塚嘉 君

議長（伊藤博明君） 続きまして、13番、貝塚嘉 君、登壇の上ご質問願います。

（13番 貝塚嘉 君 登壇）

13番（貝塚嘉 君） 13番、貝塚。

議長のお許しを得ましたので、通告に従って一般質問をしたいと思います。

先ほど、浅野議員が亡くなられた式田議員に対して哀悼の意を表しましたので、私はその気持ちがあったんですけれども、省かせてもらいます。

それと、質問についてはやはり的確に答えていただきたいと思います、そのように思います。私の質問は、過去に行ったことと今後やることについて質問しておりますので、そう難しいことじゃありません。ですので、やはり聞いたことに関して的確に答えていただきたいと思いますというふうに思います。

ともあれ、先ほど白鳥議員が非常に重苦しい空気というようなことを感じたようなんですけれども、ふだん仲よしでも、やはり立場が違いますので、時にはけんか腰になることもあると思います。それは議会の仕組みだというふうにも思っております。そういう中で、私は易しく質問したいと思います。

まず、活性化対策についてお聞きいたしたいと思います。

その中で、まず、町の3カ年実施計画が18年度で終わります。16年度に計画されて、16、17年と実施してきたわけです。よって、この16年、17年度をこの実施計画に従って、事業計画の中で予算的に大変なことで実施できないこともあったらと思います。またあるいは、突如やはり大事なことが起きて、そっちを優先して克服したということもあらうと思いますんで、皆さんご承知かと思っんですけれども、私もこの質問をするにあたってしみじみとこの御宿町実施計画というものを第1章から読ませてもらいましたので、まず、ここに掲げている1、2をちょっと朗読して、思い出してもらいたいと思います。

計画の目標というものがありまして、そこには6つの基本計画が柱となって掲げてあります。その1つが基礎的條件の整備、教育・文化の向上、それから福祉・医療の充実、産業の振興、

生活の安全、行政近代化とコミュニティ形成というふうな6つの柱を中心として計画がされたわけです。

それで、財政なり見通しというところにも非常に厳しいということが書かれてあって、中学校建設をその中においても優先的にやっていくんだというようなことで実施されました。これはもう財政が大変だということを承知の上で、町長は先ほど浅野議員の質問にも、中学校の完全整備をまず考えているというようなことをおっしゃっていましたが、それぞれの実施計画の中で産業の振興においては農林業、水産業、観光、商工業等の計画が実施されておりまして、書かれて、過去の2年間についてそれぞれの分野の結果をまず報告していただきたいと思えます。

計画の何パーセントが実施されたか、あるいは計画になかったけれどもやむを得ず緊急を要したのでこういう事業をしましたとか、そういうものがありましたら、まずお聞かせ願いたいと思えます。

教育関係はどうでしょうか、お答えください。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） 社会教育関係では、きのうもお話し申し上げましたが、平成17年度、成人を対象とした教養講座の開設、これは城西国際大学のご協力をいただいて、5回ほど講座を開きました。

それと、子供を対象に学校と居場所づくりということで、年に10回、ワイワイ教室を開催させていただきました。それは、当初、基本計画の中にはのっておりませんでした。実施させていただきました。そのほかについては、ほぼ計画の中に盛り込まれているものでできたと思えます。

耐震調査については、17年度に実施するということが当初計画してはありますが、18年度の実施となります。御宿小学校校舎で、初めの計画より変更しています。

13番（貝塚嘉 君） 後の質問で、次の年度からの計画をお聞きするんでありますけれども、今、岩小の耐震調査は18年度の中で実施しますということで……。

（「御小」と呼ぶ者あり）

13番（貝塚嘉 君） 御小のですね。19年度4月1日から岩和田小学校と御小を1つにするという形の中で、その前にそういう安全面について確認をするということは大事なことであります。私とすれば、その調査が10年、15年もってくればなど。結果が3年、4年後ですよという形になると、ますますこれは大変なことになるなというふうに心配もしているわけです。

けれども、岩小においても、正直なところ私たちが見ただけでも、耐震に対して緊急を要するような状態があるんじゃないかなというふうにも思われる。

よって、統合することは、まずは一つの難を逃れるのかなというふうに思っていますんで、先ほど白鳥議員にも課長がお答えしていましたけれども、19年にはスムーズに統合できるように、私も岩和田地区の住民でありますので、それについては及ばずながら力をかしていくつもりであります。そういう中で、スムーズな移行、合併ができるようにしていただきたいなと思います。

続いて、次の方に質問しますが、農林水産はどうでしょうか。お答えいただけますか。

議長（伊藤博明君） 石田農林水産課長。

農林水産課長（石田義廣君） お答えします。

今までの、18年度までの3カ年実施につきましては、農林業の部分において中山間事業でございまして、これは地元の体制の確立あるいは営農計画づくりが少し時間がかかった関係もございまして、当初予算立てを、3カ年計画をつくった内容の事業費はなかなか手当てできなかった、幾分か当初より減じた。その都度ローリングはさせていただいておりますが、

あとは、農林業においても水産業においても、ほぼ計画どおり達成してきたということでございます。

これからの、19年度からの実施計画ということでございますが、農林業につきましては、中山間地域総合整備事業を実施いたしまして、できるだけ早く国の採択を受けるべく努力していきたい。中山間事業につきましては、異業種の交流、この場に海と山の接点を求めまして、具体的には当事業の中に体験農園や市民農園の設定などが可能となっておりますので、農園をテーマに農家生産者、宿泊業の皆さんなどの交流ができないか、検討すべき課題だと考えています。

また、有害鳥獣対策につきましては、状況に応じて実施していきたいと。

また、水産業につきましては、国の漁村再生交付金事業によりまして漁港施設の基盤整備事業を継続して実施していく。その内容につきましては、南護岸の改良工事、港内のしゅんせつ、物揚げ場の確保などが挙げられます。

また、漁業の経営安全策といたしまして、漁獲共済事業や利子補給事業など、そしてまた、より安定的な漁獲を補完する種苗放流事業などを引き続き実施していきたいと考えております。

その他といたしまして、昨日、事務分掌条例の改正により、産業面におきましては、農林水

産課と商工観光課を合わせ産業観光課となりました。その目的とするところは、基幹産業であります農業、漁業とともに観光産業を含め、円滑な連携とその相乗効果を図り、活性化を目指すものでございます。現在、農業関係者の方や観光・商工あるいは中山間事業実行委員の方から成る懇談会を設けまして、農村振興基本計画を策定中でございますが、いろいろな分野、各産業をいかに連携させ、その振興を図っていくかということを検討しているところでございます。よろしくお願いいたします。

13番（貝塚嘉 君） 次に聞こうと思ったことを答弁していただいたんですけども、私の意見はその後にいたしまして、次に、今度は一緒になっちゃうからあれですけども、商工観光課長にお聞きします。どうでしょうか。

16年、17年の結果と実施計画の最後の18年度、この3カ年計画の集大成として、私も議会あるいはそのほかでご質問していますけれども、私の考えるところ、御宿町の産業は観光産業を中心とした動きが必要じゃないかという考えで、いろいろと機会あるごとに商工観光課長にはお言葉をかけておるんですけども、この実施計画の中で、予算上、本年度、最終年度でありながらどうしても見直しをしなければならないような計画があるとしたら、どういうものがあるのか、あるいはそれにかわって何かをつけ加えて、活性化対策としての大きな目玉としてこれを実施していくんだということがあれば、お聞かせ願いたいなと思います。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） 米本商工観光課長。

商工観光課長（米本清司君） それではお答えいたします。

まず、観光イベント等については、平成17年度まではおおむね達成できたのではないかなと。ただ、ここ数年来、財源的なもの、費用対効果を考慮した場合に、必ずしも大きくはできなかったということが現状であったと思います。

また、施設の関係につきましては、プールの施設があるわけですが、財源がやはり厳しい中で、17年度まではある程度改修はしてきたつもりでございますけれども、今後、18年度以降につきましては、また大きな改修が必要になるということが想定されます。

それと、月の沙漠通りの改修関係につきましては、各年度ごとに予算の範囲内で少しずつ直していくということで、現段階ではある程度の目標を企て、どう進んでいくのかというふうには考えます。

また、記念館の改修がございましたが、記念館の改修については、平成17年度でおおむね改修は済みまして、あとは突発的なものとか小さな改修程度と考えております。

また、海水浴場の監視・管理関係につきましては、財源的なものがほかの分野から確保ができ、今までは、海水浴場管理につきましては町が約半額を負担していたということですが、町が全額支出するような形をとりまして、中身的には支障がないような形で進んできたと思います。

それと、月の沙漠記念館の企画展ということで、これは毎年やっているわけではございませんが、大きな企画展についてはちょっとできない事情があったということでございます。

あと、商工業関係につきましては、利子補給はずっと続けてきたわけで、これについてもおおむね達成できたということを考えております。

また、商店振興の関係で、商工会への補助あるいは街路灯の全面改修ということにつきましては、ある程度前倒しでやるような形もありましたが、平成17年度の改修が一応終了したということで、おおむね中身的には達成できたと考えます。

13番(貝塚嘉 君) 街路灯の改修が行われたのは大変ありがたいとは思っておりましたけれども、いろいろと声がありまして、やはりあの月の形をしたものは非常によかった、何か今度つけたのはありきたりですね、いや、御宿の象徴としてあの街路灯は非常によかったですねと、そういう声も聞かれたんですけれども、これは課長、予算上やむを得ずああいう形しかできなかった、前の形ではできなかったんですか。その辺を、ぜひお聞きしたいんですね。

商工観光課長(米本清司君) ちょっと細かい資料がないんですが、本数的には約250本を改修しました。その中で、あの月の形をしたものが生が抜けまして、このままだと落下する危険があるというところで、商工会の方もこれはもう改修しなくてはいけないという話になってまいりました。

その中で、商店街関係の県の補助事業があるんですが、本来であれば改修というものは補助対象にならないということがありまして、それにしても柱はしっかりしているので街灯だけは何とかしたいということ、それと商工会の体力、あとは町の財源的な補助、そういうものを加味した場合に、県が3分の1、町が3分の1、商工会が3分の1と、お互い3分の1ずつ補助と負担でやろうという形で進んだわけです。

その中で、月の形のものについては、とても商工会自体の支出ができないということがございまして、商工会の方で街路灯の委員会なるものをつくりまして、いろいろ形を研究しておったわけです。その中でこの形にしようということが決まったという話は聞いています。

(「聞こえない」と呼ぶ者あり)



商工観光課長（米本清司君） 予算的なものとあとは形につきましては、商工会等街路灯委員会の中で決めたものでございます。

13番（貝塚嘉 君） その街路灯の形については、商工会のそういった協議の中で決まったものだと思いますけれども、やはり御宿町の象徴としてあれを出してよかったなということがあったにもかかわらず、そっちだからということで町は口は出せなかったというようなことがあったのかどうかね。

だけれども、実際に町の活性化、あるいは町の伝統あるいは文化を守っていく、いいものは継続していくということに関しては、やはり私はもう少し配慮していただきたかったなと。また、これからもそういう形で、我々議員もそうですけれども協議をして、町をよくしよう、何とか活気ある町にしようとして協議をして、執行部の皆様の方へお願いをしたり意見を言ったりしているわけですから、その辺をやはりきちんとわきまえた上で物事に当たってほしいなというふうをお願いしておきます。

次に、余り急いでやっちゃうと時間があり過ぎてどうのこうのと言われちゃうんで、はここに1人いますけれども、生活環境の整備ということで実施計画が計画されて、16、17年度でやってきたと思うんですけれども、これについてお答え願えますか。

環境整備課ですか、この担当は。どこですか。

議長（伊藤博明君） 藤原環境整備課長。

環境整備課長（藤原 勇君） それではお答えします。

まず、環境美化整備事業については環境整備員の配置、あるいは環境美化協力者の整備ということで、これについてはほぼ達成したものではないかと、考えております。

また、水質保全対策事業として合併浄化槽の普及あるいは河川浄化の排水処理施設の管理につきましても、合併浄化槽については、新築については法律の中で義務規定がございますので、ある程度、計画のとおり進んできているものではと考えております。また、排水処理施設の管理につきましても、業者委託で17年度までは実施しておりましたが、18年度については町の直営でマニュアルをつくりまして管理していくという形に変えております。

また、清掃センターについても、管理・運営についてはほぼ計画どおり事業がなされていると考えております。

また、その中でリサイクル、資源ごみの回収についても、今、非常に古紙回収が進んでおりますが、ごみの分析を考えた中で、紙質がやはり50%以上、また生ごみについても7%以上のものが含まれておりますので、更に生ごみ処理機の普及を進めていきたいと。その中で、この

事業も5年間平成17年度で過ぎますので、今後の運用状況のアンケートを18年度に実施して、その運用・管理の状況をもう一度把握したい。

また、古紙回収の新聞等につきましても、今日データを持ってきていないんですが、現在世帯数が3,326戸で、その内約80%が仮に新聞を購読していることを考えると、1カ月大体10キロ程度の新聞が出され、12カ月で31万9,000キログラム程度であり、予算見込数量が12万7,000キログラムでまだ3割程度の、古紙回収の事業が啓発の中で進めていけるのではないかと考えております。

実施計画で一番おこなっているのがミヤコタナゴの保全で、これはなかなか実施計画の形がとれなく、今プロジェクトを立ち上げた中で、事業化させていくと考えております。

最後に、最終処分場の跡地についても、3カ年実施計画の中でもありましたが、清掃センターの管理・運営の方に費用がかかって、なかなか事業化できなかったということで、環境の影響追跡あるいは処理方法について研究しながら進めてみたいということで今考えております。

以上です。

13番(貝塚嘉 君) 今、最後に述べられたことは、ゼロベース予算の中で実践できることだろうとは思いますが、ミヤコタナゴも、議長がいろいろと骨を折ってもう何十年と面倒を見てきてくれているんですけれども、やはりこれはもう今年の予算にものっていますけれども、やっぱり全国にも例を見ない、本当にこれは貴重な天然資源だと。国で保護されているものですから、やはり貴重な資料だと私は思うんです。ですから、ぜひこれは早くそういうものは保護されて、この地に生息できるような対策を一日も早くしてほしいというふうに思います。

それと、清水川の、これは県の管理になるのかもわかりませんが、一住民が2年間ぐらいきれいにしてくれていましたね。あそこの川べりで文字も書かれて、川をきれいにしましょうと。私は本当に大事なことだと思います。

それで、ずっと県にお願いして推進計画があって、事業をされてきています。今、見ると、この事業について町の方から繰り返し要望しているんですか。今はもう計画は終わったんですかね。その辺ちょっとお聞きしたいんです。私も調べていなくて申しわけないんですけれども。

議長(伊藤博明君) 藤原課長。

環境整備課長(藤原 勇君) これは県単事業だったんですが、一応計画では終了したということで、暫定という形じゃなくて、公民館の前、旧役場跡地のところまでとにかく整備してくれということでお願いし、今、既に事業が完了したという形で伺っております。

13番(貝塚嘉 君) それで、管理について、県から補助金ぐらいいは来ているんですか。浄化というか、きれいにするためのそういうものがあれば。

議長(伊藤博明君) 藤原課長。

環境整備課長(藤原 勇君) 県からは来ておりません。

というのは、合併浄化槽の転換事業で、2分の1が県の補助金という形で来ていますので、そういうことで、清水川本来での管理についての費用については来ておりません。

13番(貝塚嘉 君) あそこに流す排水は、すべてきれいにしたものが流れている。よって、海に流れても、その影響で海に生息する魚にしる貝にしる、アカガイにしる何にしる、害を及ぼさないような状況はつくって、町がしていかなければいけないというふうに思われるんですけれども、合併槽を奨励してそういう形をとっているんだらうとは思いますが、時々やはり非常に汚く感じるときもあります。

それについては、夏季においてはいろいろと消毒薬をまいたりしてきれいにして、少しでも海水浴客が嫌な思いをしないようにということをや心がけて、観光課あたりはやってきたとは思いますが、せんだって、川を一生懸命に掃除してくれた人にお会いしましてお話を聞いたら、とにかく休むと汚れます、休まず続けなければならない、大変なことでした、でも私はもう年でやれませぬ。町の方でぜひ継続してきれいにしていっていただけないでしょうか、ぜひ議員先生お願いしますというようなお話を聞いたんですけれども、ああ、ごもつともです、よくやっていただきましたと。聞きますと、何百万円という単位でお金を私はあそこに実際のところ投じましたというようなことを言われました。ボートも3台だめにしたというようなことも聞いています。

それは別として、あの川をきれいにすることによって日本一のきれいな砂浜を保っているんだというふうに思いますが、やはり御宿町の観光産業の一翼を担う海岸はひとつきれいに維持していただきたいなというふうに思います。

あと、そういう中で、細かいことは別としても、ほぼそれぞれが計画どおり実施されておおむね達成してきたと。それで、18年度については実施計画の前半を終わる、あと後半にまた計画を練って実施していくということなんですけれども、財政的に非常に厳しい中で切り詰めていって、その切り詰めたものがどこへ回っていくのかと。どこへ回さないといけないから切り詰めていくんだというようなこともあるだらうと思いが、私、1つ、先ほどの児童福祉のことでちょっと聞きたいんですけれども、岩和田保育所の整備が16年、17年、18年度に計画されているんですけれども、これは岩和田保育所のどこを整備しているのか。もう終わっ

たんですか。担当はどこですか、この説明をお願いします。

議長（伊藤博明君） 佐藤課長。

住民課長（佐藤良雄君） これは、岩和田保育所の南側なんですけれども、一応計画しましたんですが、県の補助金がもう廃止されたということです。これは500万円以下なんですけれども、当初は500万円以上は県の補助事業の対象になるということであったようですが、もう県の方で廃止されたということで、これはローリングをしまして、工事の方は実施しておりません。

13番（貝塚嘉 君） 工事の方は実施していません、県の補助金が使えないからということなんですけれども、別にこれは園児に対して差し支えないんですね、この工事をしなくても。

議長（伊藤博明君） 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） そうです。

13番（貝塚嘉 君） それじゃおかしなもので、こういう必要だと思って計画されて、県の方から補助金が見つからない、また大したことがないというのでは何の計画をしたのかなというふうに思うんですけれども、ぜひ今後、計画するときにはそういうことのないようにしっかりとしていただきたいなと思います。結果はそういうところですね。

あと、質問の時間もそろそろなくなってきましたので最後に、今後、後期の策定について何を重点的にというと、先ほど町長が答えていたように、まず学校を整備していくんだと、教育関係ですね。岩和田小と御小を1つにするということ、もうそれで1年、2年の主な予算が使われているというふうに思って、しからば、やはりサラリーマンだけが御宿町に住んでいるわけではないんで、それぞれの産業に携わって生活しています。町を支えています。

よって、やはり次の3カ年の中にはとりわけ地域の活性化を目玉として、出るのはやむを得ず、しかし、それはやはり町の姿勢だと思うんです。町民とともにやっていきますと。だから、企画財政課長が先ほどの質問に答えていましたけれども、これからやってみますといたって、やはり町が今は苦しんでいるんだから、町から問題を投げかけ、そして政策を申し述べて協力をしてもらって、そこに協働でやっていく、町づくりをしていくということができると思うんです。いいときは、住民は黙っていたってやってくれるんですよ。困ったとき、頼みにするのは行政なんです、住民は。ですから、今こそ住民のために、行政が力を出さなくちゃならないんだらうというふうに私は思うんです。

せっかく課の統合を、主幹産業である農林水産、観光、商工を1つにしたわけですから、ぜひこの課を中心として回ってほしいなと。そういう計画を立てていただいて、そして我々もそ

の計画に対して積極的に後押しをしていく、あるいは参加していくということが、行政と議会がよく言われる両輪の由縁だと思います。

ですから、ぜひ19年度からの実施計画は、本当にこれが実施されたら町が生きていきますよ。その後何が来るかというのは、それがどうしたら合併やあるいは単独という道もきちっとそこに示されてくるだろうと思います。単独というと、そういうわけじゃないですけどもね。時間がもったいないから、許される時間だけで。余り人のことは、私は優しいから物を言えないからね。こういうときじゃないと町長にお願いすることもできない、あるいは助役にお願いすることもできないんで、ちょっと言わせてもらうんですけども。

そんなようなことで、ぜひ町民の立場に立って、今、行政がどうしなければならないかということをみんなで考えていただきたいなというふうに思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

議長（伊藤博明君） 大変ご苦労さまでした。

これより11時10分まで休憩いたします。

（午前10時54分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き、一般質問に入ります。

（午前11時10分）

石井芳清君

議長（伊藤博明君） 通告順により、1番、石井芳清君、登壇の上ご質問願います。

（1番 石井芳清君 登壇）

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

まず、質問に先立ちまして、今回の質問の中に触れまして同僚の議員に掲示物をお願いしておりますので、議長に許可を求めたいと思います。

議長（伊藤博明君） はい、わかりました。

1番（石井芳清君） それでは、通告に基づきまして一般質問を始めさせていただきます。

まず、町長の政治姿勢についてお伺いをいたします。

12月に収入役が空席となった後、町としての対応についてお伺いをしたいというふうに思うわけではありますが、今般の定例会、また本日一般質問の冒頭での質疑、私は、町長というのはもっと責任を持って言動、言葉、行動を行っていただきたいというふうに思うものであります。

町長というのは、行政や法律に精通していなくても、町づくりの気概と町民の支持があれば町長の職につくことができるわけであります。そして、その政策を職員をして行うわけであります。これが行政であると私は理解しております。ここにおられる町長を初め特別職の方、また課長の方を含めまして、100名を超える正職員で本町は成り立っているというふうに思います。ですから、その長の発言、行動というのは大変大事であり、また重要であるというふうに理解しております。

そして、今度の3月議会、通告にもありますが、例えば課の廃置分合の問題であるとか、またそのほかにつきましても、後段で今日一般質問にも出されておりますけれども、広域に関する例えば国吉病院のあり方についての議論等たくさんあったわけでありますが、その中での町長の発言、また行動というものが、私は一貫性を欠いていたのではないかというふうに思うわけであります。その中で、現実的には、町職員は私の見るところ仕事が手につかない、これがあったのではないかと思います。

例えば、もう既に提案説明、質疑、採決を終えておりますが、本年度18年度一般会計予算概要であります。その17ページをお持ちの方はお開きいただきたいというふうに思います。最後ですね。これは確かに議案ではない、附属書類ではありますが、その下から4番目に、存在しない自治体名が書かれております。確かに、広域事務組合はまだ規約の変更がなされておられません。しかし、ここに書かれている一部事務組合については、既に規約の変更が終えてあると、議決がなされているというふうに思うわけであります。小学校の組合負担金の中で、その説明のところでありますけれども、御宿町と、その次に大原町というふうに私のものはうたわれているんですね。違いますか。

確かに、議案そのものではないわけでありますけれども、こういう事態も発生しているわけであります。これも多分、幾多の人を経由して、議会に説明しようとして添付されたというふうに思うわけであります。

今日は第1回定例会ですよ、町長。町長というのは、町民の財産、生命を守る、自治法に基づいてね。大事な任務があるわけであります。4月1日からもたくさんの事務が発生するわけではありませんか、予算に基づく。一つの間違いがあってもならないわけであります。また、例えば三役の問題につきましても、先般12月の協議会で私たち議員にどのような発言をなされましたか。そういうことも、今、思い起こしていただきたいというふうに思うんですね。

また、本定例会冒頭において町長は所信表明で、町づくりの主役は住民の皆様お一人お一人と。また、常日ごろから、協働の町づくりというふうなお話をされております。そしてまた、

条例では情報公開、また説明責任、こういうものがうたわれているわけあります。町長、それならば、まずみずからその範を示すべきではないでしょうか。過去の町長は、政治的には大変厳しい立場にありながらも、例えば町長室のドアを開けて真摯に執務に取り組んでおられました。私は、この姿勢は立派であるというふうに理解をしております。また、三役も1人今いらっしゃらないわけでありましてけれども、これからの執務においてもやはり町職員と同じように、朝から夕方まで、町外に出張とかそれは構わないわけでありましてけれども、常勤特別職として執務するということが大事だろうと思うんですね。

その辺について、町長は少数精鋭でいくというようなお話もされたわけでありましてけれども、そういうことも踏まえまして、町長としての考えをお聞かせ願いたいというふうに思うわけがあります。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 執務についての質問もありましたけれども、私は、朝は8時には必ず登庁をほかの理由がなければして、庁内を回って、または執務室で仕事しております。今回の課の編成に当たりまして、少数精鋭主義でいくということをお願いをして、6日の定例会で決定していただきました。そのことについては、今後、充分職員と協議をしながら進めていきたいと考えております。そのほか、今日のご質問の中には収入役を置かないというようなことも出ておりますけれども、予算が厳しいと。私たち特別職の3割の歳費のカットをして、それで、先ほど浅野議員から言われましたけれども、やっぱりそれを町民にお返しするのが我々の責務ではないかと。こういう厳しい状況の中では、それがやはり範を示すということで、いいことではないかなと、そのように考えております。

たびたび言っておりますけれども、やはり学校の問題が一番、私としてはメインでありますし、合併の問題も避けて通れない、考えないわけではありませんけれども、やはり周囲の状況を見ながら。ということは、秋口には県の方から示されるだろう、そういうこともありますし、それを示されたからそのとおりにやるのかというわけでもありませんし、勝浦市、大多喜町と非公式にはどうしましょうかという話はしないわけでは……。

1番（石井芳清君） 私は、そういうことは今聞いておらないわけでありまして。もう一度、きちんと答弁するように求めます。

議長（伊藤博明君） 町長、石井議員の質問に答えてください。

町長（井上七郎君） もう一回言ってください。

1番（石井芳清君） 町長の政治姿勢についてお伺いしているんです。では、端的に聞きま

す。8時から執務をされているということではありますが、たしか本町は5時15分までが勤務時間だというふうに理解しておりますけれども、特に特別職を1人減らすわけでありますから、やはりその分、長が責任を持つというのが当然であろうというふうに思うわけであります。

それからもう一点、先ほど私が質問いたしましたのは、開かれた町政ということですか、協働の町づくりとかおっしゃられているわけでありますから、それならば、まず町長がその範を示すべきではないかということをお尋ねしたのです。具体的には、町長が執務されておられるのならば、支障のない限りドアを開けておくということが、まずその姿勢の一端ではないかと私は考えるものであります。

その点について、再度、町長の考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 執務については、5時前で帰るときもあります。それは、朝は8時から私も出ておりますので、4時半過ぎ、5時前には帰るということもあります。

それと、今ドアの問題がありましたけれども、かつて、ドアを開けておきましたら、見知らぬ人が入ってきましてお金を貸してくださいということで、そういう事態が発生しましたので、私はその後ドアは開けておきません。お金を貸してくれということで、何をするかわかりませんので、私は3,000円を貸してくれと言われましたけれども、5,000円を渡して帰ってもらいました。そういう事態が発生しましたので、秘書に私はドアを開けないようにと。いきなり入ってきましたから。どこでどういうふうに来たのかはわかりませんが、そういう事態が発生しましたので、そのことについては庁内でも知っておりますけれども、私は、あえてドアを開けないというふうに今はしております。

1番（石井芳清君） そのためとして、町長室の前には秘書がいらっしゃるのではないのでしょうか。また、本定例会においては安全な町づくり条例も可決をしたというふうに思うんですね。

議長（伊藤博明君） 町長。

町長（井上七郎君） 条例があっても、そういう事実があったということがあるんですから、あなたが責任を持って保障してくれますか。

1番（石井芳清君） 私は、町の長としての責任を聞いているわけです。

町長（井上七郎君） だから、そういう事態がありましたから、私はドアをあえて……。

いきなり入ってきましたよ。どこをどういうふうに来たのかはわかりませんが、後で庁内で問題になって、だれがどういうふう案内をしたんだと。いや、だれも案内した人はい



ませんということで、いきなり入ってきましたので、もし何かあったときには困るということで、ドアは私は開けておりません。

1番（石井芳清君） ちょっと事務機関に聞きますが、庁内の安全問題についての対策。例えばそういう事件があったということを町長が今お話しになったわけでありましたが、それらに対してどういう対応をとってきたのですか、また、これからとっていくんですか。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 庁舎の出入り等については、町民が見えられるということですから、自由に出入りはできるようにはしています。もしそういうようなことがあった場合には、それは警察等にも通報というようなことの対応ははかっておるところでございます。

1番（石井芳清君） ちょっと聞き取れない。どういう対応だか、ちょっとごめんなさい、聞き取れない。

総務課長（綱島 勝君） 庁舎は、当然お客さんが来、住民のために開放しているものがございますから、常に入りやすいような立場をとっておくというのが重要だと考えておりますし、また、今いろいろと社会的にも犯罪が多いというような状況の中で、公務員といえどもやはり自分の身を守るというようなことの必要もありますので、そういうようなことがあれば当然警察の方にも通報するように、職員の方にもお話ししてあります。

1番（石井芳清君） 要するに、安全確保をしているということで理解してよろしいですか。

町長（井上七郎君） いや、してあっても、入ってきた事実はあるんですから。

1番（石井芳清君） それについて、これ以上私は議論をするつもりはございません。

そういうことがあるということであれば、今以上に態勢の強化もしていただく必要があるのかというふうに思います。そういう面で、逆にいえば町長の執務が滞らないような処置というのが当然必要であるというふうに思いますので、町長が安全に執務ができるような体制づくりも、私の方からお願いをしたいというふうに思います。

それでは、次に移ります。

少数精鋭という中で、また今般も退職される職員も多いというふうなお話も聞いておりますが、有形・無形のノウハウの蓄積、また継承、そして職員づくりについて次に伺ってまいります。

昨日の水道会計の質疑の中で、元担当者の助役から水道事業の経過が語られました。また、昨今のテレビ、新聞などの報道などによれば、姉齒事件に見る専門職の育成、またそれらの事務に精通することも、町行政として肝要な課題であろうというふうに思います。また、視察先

でも若い職員が自信を持って事業を説明している姿などを見まして、特に若い職員が生き生きと働ける指導、また環境づくりが大切だと考えておりますが、それらの課題に対して町としてこれからどうこたえていくのか、また、どうこたえてきたのかについて、お尋ねしたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

（「聞こえない」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 声を大きめにしてください、皆さんからちょっと聞こえないというのがありますので。

総務課長（綱島 勝君） 行政サービスにつきましては、常に創意工夫と改善が求められているところでございます。その内容及びその水準は、当然、人事異動等によって影響を受けるようなことがあってはならないというふうに考えておりますし、いつのときにも一定水準を維持し、住民の方々が満足できるサービスの提供をしていかなければならないと考えております。それには、職員一人一人が組織、目的、目標を共有し、組織の中でその持てる力を最大限に発揮できる環境。自己啓発の推進、職場の学習的風土づくりの確立が重要であり、こうした取り組みが行政の総合力を高めていくことにつながっていくのではないかとこのように考えております。

今年度における具体的な取り組みといたしましては、従来、福祉施設とか民間研修や各種専門研修への派遣、また説明能力向上に向けた職員会議での報告の実施のほか、職員の自主研究グループである町づくり研究会を奨励しまして、時代の動向や職務に対する関心と問題意識の高揚を図り、職員が仕事や能力に対する自信を持てるシステムの構築に努めてきたところでございます。

こうした中で、今年度新たに取り入れたことにつきましては、1級から3級の若い職員を対象といたしまして、基礎研修を行ったところでございます。それについては、行政事務の基本となる例規実務、それから公務員として当然求められる財政制度等について、全6回約10時間にわたりまして係長職の職員が指導に当たり、受ける側、また指導する側にも、双方にとって大きな効果があったというふうに考えております。

今後におきましても、こうした取り組みを人材育成システムとして体系化するとともに、経験を積んだ先輩職員が部下を計画的に、効率的に育成するノウハウの継承ができるような職場の風土づくりや、町づくりのリーダーとなり得る職員の育成に積極的に取り組んでいきたいと、このように考えております。

1番（石井芳清君） わかりました。形をつくっていただくということで、私の提案いたしました有形・無形のノウハウの蓄積は大変大事であろうというふうに思いますので、ぜひ定式化していただきたいというふうに思います。

では、次に移ります。産業と町づくりについて伺います。

先ほどから同様な質問も出ているわけでありますが、特に今、農業分野では大変大きな課題となっております中山間整備事業について、その具体的内容、現状と課題について、せっかくですので、この場できちんとした説明をいただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 石田課長。

農林水産課長（石田義廣君） それでは、中山間地域総合整備事業につきまして、経緯を含めましてご説明いたします。項目は、この事業の現状と課題または地場産業の3つになっておりますので、まず中山間事業についてご説明いたします。

平成9年8月に実施いたしました農業振興のためのアンケートで、各農家の農地の基盤整備に対する希望を聞いておりますが、この調査をきっかけにいたしまして、平成10年に対象各地区の区役員、農業委員、農家組合長などに説明をいたしました。平成11年になりまして、対象各地区において住民への説明会を開催し、平成12年になり、準備委員会としての中山間活性化委員会を設けまして、推進体制を整えてきました。平成14年以降、中山間地域総合整備事業推進委員会となりまして、およそ月1回の頻度で会議を開催し、平成17年9月まで、推進委員会という名称で来ております。

この間、平成16年8月に県も農村整備課、耕地課、農林水産政策課との協議によりまして、この事業を実施するためには、まず第一は事業参加の同意率の向上ということが挙げられましたので、以後、地元推進員を中心に同意取りつけの努力がなされてきました。同時に、まず肝心なことは一戸一戸の農家がこの事業に対する関心と理解がなくてはだめだということで、七本、実谷上・中・下、立山の各地区におきまして、2回にわたり、全戸を対象に全体集会を開催いたしました。その結果、平成17年9月までに事業対象区域内の面積上において、事業を進める上での目安としての95%を超える同意を獲得できたため、県に報告し、今後の指導を受けました。

同時に、予算上におきましては、9月の補正予算におきまして、事業採択の必要要件の一つであります農村振興基本計画策定のための事業費を予算化させていただきまして、執行いたしました。

組織体制といたしましては、昨年10月に、今までの推進委員会を新たに実行委員会として組

織いたしまして、11月に営農委員会を組織しました。明けて、本年1月末に全体総会を開催し、総会規約、実行委員会規程などを承認し、実行委員会役員、営農、換地、工費、評価の各委員会委員が選任されました。

平成17年10月より、当事業の受益面積をふやすため、上布施、小幡地区を中心とした既に土地改良を終了している地区について、用水のパイプライン敷設を事業対象といたしました。と申しますのも、県事業としての採択を受けるためには、受益面積が60ヘクタール以上なくてはだめですということでした。この結果、事業対象面積は概算で、基盤整備面積52ヘクタール、受益面積70ヘクタールとなりました。

当事業は、国庫補助事業といたしまして、国55%、県30%の補助を得まして、地元負担、これは町及び受益関係者で合わせて15%により実施を予定するものでございますが、事業内容といたしましては、農地の基盤整備、土地改良、農道、ため池や用排水路施設、市民農園・体験農園などの交流施設、集会所・加工場などの活性化施設、また御宿町におきましては実谷、打越地区にミヤコタナゴが生息しておりますが、この事業により生態系の保全施設などの施設整備が実施可能となっております。

現在、月1回の実行委員会定例会と、ほかに営農委員会、換地委員会などを1から2回開催しております。会議におきましては、当事業採択に最も重要な要素である営農計画の確立に向けて勉強会を開催し、近隣の視察などを実施していますが、同時に、100%に近い同意獲得に向けて、実行委員さんの皆さんが努力している現状でございます。

以上です。

1番(石井芳清君) 詳細なご報告をいただいたわけでありますが、今の課長の最後におっしゃいました営農教育が大事だということで、たしかこの議会の最中にもいろいろな視察等も研究もされているように伺いしております。

まだまとまっていないというふうには思うわけでありますが、目先がつくと申しましようか、こうした計画、こうした内容がこの御宿町の今度の営農計画にとって非常に基本になるんだなという、また骨になるな、もしくは取り入れられるのではないかなというような感触というんですか、結果が出ていればそれはそれで発表していただいて結構なんですけれども、まだ結論が出ていないというのならば、その辺のこの間の成果について若干報告をいただければと思います。

議長(伊藤博明君) 石田課長。

農林水産課長(石田義廣君) それでは、次の現状と課題に関係いたしますが、農業を取り

巻く環境は、高齢化、後継者不足などによりまして、耕作放棄地、遊休農地の増加などにより、年々厳しい状況になっている現状にあります。このような状況の中で、中山間事業の導入による営農計画づくりは、今までのような個人による農業ばかりでなく、10年、15年後を見越したまとまりのある営農体制が必要です。

当事業は、単に土地改良事業だけではなく、工事費等投資額に応じた経済効果が求められます。水稲だけではなく、どのような作物を栽培していくのか、作物生産効果や基盤整備による経費節減効果なども求められます。この営農計画をしっかりとって実施することが課題解決への道であり、活性化へつながっていくと考えております。

営農計画につきまして、具体的な作物の内容でございますが、ご案内のように、例えばヤーコンとかソバとか、あるいはナバナとかソラマメとか、いろいろと作物が挙がっておりますが、そういった作物をどういう形で作っていくかということと、ではそれをだれが作るのかという、今まではほぼ個人的な農業で水稲をほとんどの方がやってきておりますが、この計画におきましては、今一申し上げましたような作物は、単価的に水稲と比べるといく分かといいますか、かなり高い作物もありますので、その栽培によってその作物の生産効果をどういうふうにして上げていくかという形になるかと思っております。

それと同時に、この前もエリア内の事業区域内のアンケートを記名式で実施いたしましたが、3名ぐらいの方が3町歩、4町歩増やしていくということなので、そういう積極的な方々もございます。そういう方にもう何名か入っていただければ、担い手という形で具体的な形が見えてくるのかなというような感じがいたします。

また同時に、3年、5年たつとやはり高齢化の中で農業をやめたいと言う方も何人か出てきますので、もったいないですから、そういう方々の農機具等をどういうふうにして管理すればいいのか。例えば組合とかそういう中でどういう管理をして手当てをしていくかというようなことが、徐々に出てきております。

いずれにしても、こういう形で間、この半年くらいの中に営農計画を煮詰めていかななくてはならないという現状にあります。

1番（石井芳清君） 今のは現状と課題ということであろうかと思っておりますが、最後の地場産業の育成については、何か考えていることがありますか。

議長（伊藤博明君） 石田課長。

農林水産課長（石田義廣君） 当事業の採択要件の一つに、農村振興計画の策定が挙げられます。先ほど貝塚議員さんのご質問にもお答えいたしました。今、各団体から成ります委員

構成によりまして懇談会を設けまして、策定に向けて広く意見を伺っております。

当振興計画は、農村振興を核といたしまして、他産業への波及、町全体の活性化の可能性を追求するものですが、町振興の核を農業・農村に求めています。例えば一つのテーマといたしまして、先ほど申し上げましたヤーコンの生産振興、販路や需要の拡大があります。一つのテーマではありますが、成功例をつくるということ、利益を上げることができるということが大切ではあります。テーマを掲げまして、実際に成功例をつくる。一つ一つの成功例を、既にある観光資源とうまく結びつけていくことが大切ではないかと考えております。

中山間地域総合整備事業は、海と山の卓越した自然資源を持つ御宿町にとっての基幹産業であります農業に焦点を当てまして、現社会経済情勢の中、町活性化に資する重要な産業であると位置づけております。

以上です。

1番（石井芳清君） 今、一つの例としてヤーコンの話をされましたが、私も先般の12月議会の一般質問の最後に、町づくりの先頭に立ちたいというような決意を表明したわけですが、このヤーコンを町の特産にということで、甚だ微力でありますけれども、町担当者、また地域の関係者、また町ではふるさと見直し隊の皆さん方とも協議をしながら、この3カ月間、頑張ってきたわけでありまして、今日は最後に、その一端をお話しさせていただきたいと思っております。

ヤーコンにつきましては、一昨年はテレビ放映の影響もあって、不作とも重なり、大変品薄であったと聞いております。しかし、去年は豊作になったものの、直売所など一転して売れ行きがとまり、農家の中には、ヤーコンは一時の商品で来年はやめよう、要するに今年はやめようかという声も出ていたというふうに伺っております。11月のヤーコンの栽培の現地検討会や、12月の公民館での試食会を経て、もっとヤーコンを知ってもらい食べてもらうことが大切ということになり、地元スーパーの協力も得て、御宿ヤーコン祭り試食直売会を12月27日、年の瀬も押し迫る中ではありますが、それと先般3月5日と、2回行いました。

試食直売会には農家の方々も大分お見えになりまして、農家の方々自身も、料理方法はきんぴらとかサラダしか知らない、こういう方もいらっしゃったわけでありまして、町中にお住まいの方は、これはお芋ですかというふうに、サツマイモというふうにちょっと形は見えるわけでありまして、そう尋ねる方もありまして、スーパーの惣菜部でつくったヤーコンのかき揚げや即席漬け、農家の方々がつくってきた味噌漬けに、皆さんおいしいですねと舌鼓を打っておられました。

12月27日の直売会では、用意したヤーコンは1時間で完売、9時から13時まで、報告書をいただきましたが、134キロ販売したということでもあります。また、先般の3月の直売会でも125キロを売り上げたという報告をいただいております。これは、農家の方に聞きますと、通常の1カ月分の売り上げに当たる量だそうでございます。たかだが午前の数時間でありました。ヤーコンはまさに売り次第で売れるというのが、農家の確信であります。希望を持てたことが最大の収穫であると、このように農家の方々は口々に語っておりました。

しかも、これからが非常に大事な点であります。こうして売り上げた中から、まだ当時は組織もなかったわけでありまして、チラシだとか若干の費用はございましたが、まず、売り上げの1割をその協力をしていただきましたスーパーに、そして売り上げの4割をイベントなどの運営費に充てることになりました。スーパーには、試食直売所の場所としてテントや、ヤーコンを使った惣菜の試作品を提供していただきました。また、振興センターは料理方法のレシピ、またヤーコンを主原料としたドレッシングの試作品。

また、どうしても直売会ですのでぱっと目を引くものが欲しいということで、のぼりをつくりたいという話もありましたが、もう12月の押し迫る中で業者に頼むことがままならぬということで、今日ちょっとそちらに持ってきているので、すみません、ご面倒でもちょっと広げていただけますでしょうか。ありがとうございます。

こののぼりなんですけれども、この布は、農協のセレモニーセンターにこういうものの端切れがあるということで、これは無料でいただくことができました。また、それはただ単に四角い布であったわけでありまして、ご近所に住む個人で洋裁を営んでいる方に、農家の方が困っているんだというようなお話をしましたら、私も実はヤーコンが大好きなんです、喜んでではお手伝いしましょうということで、ボランティアで布を縫っていただきました。また、この文字は私が簡単に、余り体裁はよくないんですけれども、パソコンで打ったものであります。このように、地域の資源、また力をいろんな形で組み合わせれば1つのことが実現できるということが実証できたのではないのでしょうか。

議員で構成いたしますふるさと見直し隊でも検討がされ、アピールの仕方、また議員おのこの得意の分野での利用方法を検討をいたすことになっております。また、してまいりました。

また、今度のイベントで、町の広報を初め議会だより、一般新聞2社、農業新聞、JAいずみ広報、地域ミニコミ誌、またテレビ2社など、御宿町のヤーコン関連の報道があったと理解しております。私の知る限りでは、これはほかでは考えられないことだというふうに思います。これも、御宿町のステータスの高さからだというふうに思います。

また、地産地消の観点から、公共施設での利用の促進や、町内の事業者での利用も進みました。ジャム、和菓子、そば、お茶、これは葉っぱを加工したものです、漬物などを、研究中也含め加工が始まりました。特に和菓子への利用であります、ここにいらっしゃいます瀧口議員の協力もいただきまして、まんじゅうがつくられました。試食品をお召し上がりになられた方もいらっしゃるかと思いますけれども、あのおまんじゅうの独特の薄緑色の発色、これはヤーコンをそのまま使ったことによるものであります。また、ヤーコンが持つ保湿効果で、見た目にも、また食感も大変優れた特質というのが確認されました。また、新商品は新しい客層を呼び、確かな手ごたえを感じていると、和菓子の三矢さんはおっしゃっておられました。

ヤーコンについては、個人から食品関係の大企業、また製薬会社まで、その特性を生かした精力的な研究が全国で始まっていると聞いています。生産者のみならず幅広い人々が結集できるヤーコンクラブ、この規約もできたようでございます。また、御宿町でも、来年度はオーナー制度の導入も検討されているというふうに聞いております。町の特産として、また食卓の定番野菜の一つとして定着するように、引き続き堅実な振興をお願いしたいというふうに思います。

皆さん、これはたまたまであったのかもわかりません。しかし、御宿町のさまざまな特産物、今は農業面の食材を例にとりますが、例えば海産物につきましても、ちょうど今ごろですとワカメ切りがもうそろそろ始まる時期だと思います。ここにいらっしゃる方は皆さんよくご承知のことだろうと思いますが、ワカメの芽株、これ通称メカブと言われておりますけれども、これも最近、北里大学の丸山先生の報告によりますと、このメカブに含まれるフコイダンという物質は免疫細胞を活性化させる数少ない食品成分であるということも報告されております。また、これは大変おいしい。私も大好きな食品でありますけれども、ただ残念なのが、保存がきかないという問題ですね。とってから1日か2日のうちに食さないと、大変栄養価が高いために腐敗が進んでしまうという残念な問題があります。

しかし、皆さん、今は例えばインターネットがあるではありませんか。今、情報発信をすればすぐ受け手が来て、では今日メカブがあるからあした例えば民宿で出しますよ、料理屋さんで出しますよという情報を発信すれば、あしたそういうお客さんが必ず御宿町に来てくれるわけであります。今、こうしたさまざまなものがあるわけであります。そういうものを私たち、有機的なものを一つ一つ、今何が必要なのかと。

よそから持ってくる必要はないわけです。恵まれた自然。先ほど課長がおっしゃられていましたね。海、山、そういうものを本当に生かす。そして、ほかは、人が来ないからまず人を呼



ぶことにみんな全戦力を傾けているわけです。ところが、御宿町は、普通でもたくさんの方がいらっしゃいます。どういう情報を投げかけていけばいいのか、これが大切なのではないでしょうか。

今、産業についてお話をいたしました。本年の予算がまたゼロ予算ということもあります。町の一つ一つの事業の中で、こうした観点の中で、ぜひとも住民サービスを引き続き広げていっていただきたい。安心して暮らす町づくりを進めていっていただきたい。そのことを強く申し上げさせていただきます。一般質問を終わりにさせていただきます。（拍手）

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

これより1時半まで休憩いたします。

（午前11時54分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き、一般質問に入ります。

（午後1時31分）

中村俊六郎君

議長（伊藤博明君） 通告順により、11番、中村俊六郎君、登壇の上ご質問願います。

（11番 中村俊六郎君 登壇）

11番（中村俊六郎君） 通告により、一般質問をさせていただきます。11番、中村です。

国吉病院の議員をやりながら、また建設委員でもありながら、こういう質問をするのは、担当課長には大変失礼かと思いますが、その辺はお許しいたしましてやりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

最初に、国吉病院の建設計画が始まって、もう7年たっております。その間、各自治体、構成町の財政状況、そして国吉病院の置かれている経営状況等々を見ても、その当時より見ますと大変さま変わりしております。そういう中で、財政的に見たときに、御宿町はそれにたえられるような財政なのかどうか、一点お聞きしたいと思います。

いすみ市におかれましては、平成18年度から2億2,000万円の財政削減を計画するというような状況にもあります。一方、大多喜町では、中学校の耐震検査の結果、強度不足が生じて財政出動を生じるというような場面も出ております。そういうような中で、御宿町は、去年の3月でしたか、財政課長が説明されたときには、平成20年度には赤字になるけれども、国吉病院ぐらいの財政負担は、それにはたえられますよというようなお話でしたのですが、その後の状

況について、変わっているのかどうかお聞きしたいと思います、いかがですか。

議長（伊藤博明君） 瀧口財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 国吉病院は、公営企業法に基づき経営しております。地方公営企業の理念は、公共性と経済性の両立があります。基本理念である安定的なサービスの提供、地域への貢献、効率的な経営体制の整備を求められています。この理念から見ると、経営の健全化を求めることも構成団体の責務であります。反面、公立病院の宿命である不採算部門の地域への貢献から受け入れざるを得ません。

国吉病院の新病院建設にあたっては、組合から現在提示されている推計では、平成24年度がピークで、御宿町の負担は3,700万円余です。18年度の負担額より1,500万円の増です。この中には、経常経費が18年度より1,000万円経営改善により削減されるということを示しております。御宿町の公債費のピークが23年度であり、厳しい財政運営が続くこととなりますが、病院にもさらなる経営改革を求めるとともに、町の財政運営も住民に理解を得られる運営にしたいと考えておるところでございます。

11番（中村俊六郎君） 国吉病院の負担分くらいはどうにかなるというようなお答えでしたが、この間、御宿町が国吉病院に負担金を払ってきたのは大体幾らぐらいだったというふうに思っていますか。私の試算では昭和62年から平成17年度まで19年間の間で3億6,874万9,000円、御宿町が負担しております。旧5町で計算しますと、60億3,313万円ほど負担しております。その金が本当に高いのか安いのか、その辺は我々の方では判断できかねる部分もありますので、行政として国吉病院にいつまでも入っていくというのであれば、その辺の入っている意義というのですか、どういうふうに思っているのかお聞きしたいと思うんです。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 国吉病院につきましては、一般会計で瀧口議員さんにも答弁をさせていただいておりますけれども、御宿町で過去に実施したアンケート調査等によりますと、この病院事業に望むものが大半を占めている、最も多いアンケート調査となっているようなこともございますし、また、今後、御宿町は高齢化がさらに進むであろう、今現在も35.6%というような高齢化になっておりますけれども、10年後の推計では、43%に増えるというような異常事態が予想されるわけであります。

平成14年度に実施しました第2期介護保険事業計画、また高齢者福祉計画の中で、アンケート調査を実施しております。国吉病院についてアンケート調査を実施しておりますが、利用したいけれども利用できないという方が8割くらいだったということでもあります。こうい

うことで、交通のアクセスさえ改善ができれば、御宿町の利用率はかなり上がってくるのではないかと考えております。

この裏づけとしまして、シルバーハピネスで平成16年度に送迎車の増車をしました。これで利用率が対前年で43%増ということもございます。そういうことで、御宿町の負担に見合った利用率が確保できれば、というふうに考えているところでございます。

11番（中村俊六郎君） 今までかかった金額は、先ほど述べましたし、入っている意義についても課長の方からお話があったとおりだと思いますが、これから、平成18年から平成47年まで30年間で建設費を返していくという中で、運営費を含めて、御宿町が負担する額というのは79億8,238万563円と、国吉病院から出ている資料から見ると、これだけかかるわけですね。

そういう中で、もう一度聞きますけれども、本当にこんなお金が、大したお金ではないと、30年のうちに見れば幾らも返していける額だというふうに思うのですか、これは大変な額なんだなともう一回認識するのかどうか、その辺はどうですか。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） ただいまの中村議員さんの数字について私の方からちょっと確認をさせていただきますけれども、御宿町の負担は、平成18年度から推計したところで申し上げますと、まず運営負担金が3億5,069万2,000円と。これは、平成47年の償還が終わるまでの間なんですけれども、それに建設負担が4億5,500万円ということで、トータルで約8億661万円という数値になっておるところであります。ということでございますので、金額については、平成18年から平成47年で8億661万円という、概算でありますけれどもそういう数値になっています。

11番（中村俊六郎君） 財政の状況については、今述べたような状況だということを一とつ認識していただきたいというふうに思います。

次に、昨今、新聞紙上でも大変にぎやかになっておりますけれども、病院経営に大変重要な医者の確保の問題ですね。国吉病院も医者が1人減ったことによって、患者の数が随分減ってしまったという事実も出ております。その辺で医者の確保について、これは国吉病院に聞いてくれと言われるかもわかりませんが、何か聞いておりましたらご返事をいただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 医師確保対策につきましてでありますけれども、病院経営の根幹をなす重要な課題であります。厚生科学研究所のデータによれば、年間7,000人の新規医

師免許取得者が誕生しており、リタイアする医師は年間2,000人、差し引き年間およそ5,000人の医師が全国的には増加するということであります。全国的には、医師が不足しているのではなく、都市部へ一極集中している状況となっております。また、勤務医については労働時間が長く激務ということで、個人開業医が増加している状況にあり、地方の公営病院は勤務医の確保に苦慮している状況でございます。

千葉県医療審議会医療対策部会では、医師確保対策について検討を進めており、その一環として、昨年6月に、県内289病院を対象にしたアンケート調査を実施しております。回答に応じた276病院のうち、医師確保の状況について充足していると応えた病院はわずか20病院で、全体の7.8%と、この数値からも医師不足が深刻であることがうかがえます。また、医師不足の要因として、医師の地域偏在、医師臨床研修制度導入による影響、特定の診療科を専攻する医師が少ないなどの調査結果となっております。

施設を整備しても、医師が張りつかなければ診療ができないのは当然のことですので、これまで以上の医師確保対策を講じる必要があると考えます。3月9日に、井上町長から太田管理者へ、医師確保対策は何よりも重要、早急な対策を講じるように要望しております。管理者は、その状況は認識しているけれども、病院経営側のやる気次第でこれはどうにでも改善できるという回答でありました。月給70万円では医師は集まらないので、見直しがあればこの辺は改善ができるという回答でございました。

国保国吉病院組合議会や同建設委員会では、これまで、中村議員さんを初め3名の町議会選出議員からご意見・ご提案をさせていただいておりますけれども、具体策が講じられるよう、今後も正副管理者会議、国吉病院組合議会において協議をしていく必要があると思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

11番(中村俊六郎君) いま、課長の方から答弁がありましたように、国吉病院だけで解決できる部分というのは余りないと思うのです。国吉病院に医師の確保だけをこっちの方で迫っても、なかなかできない部分というのがあるので、その辺は、管理者を含めて強力に取り組んでもらわないと、病院の院長だけで探せと云って、院長は院長なりに、自分は千葉大出だから千葉大の医師を頼んで、ほかの大学にも手を回して話はしていますというような回答をしていますけれども、それだけで事足りるような状態では今ないと思うんです。制度的な欠陥もあって、地方の病院にはなかなか来手がないというようなこともありますので、ぜひ管理者を含めてその辺は強力に、新しく病院をつくらうというのであれば、その辺がなければ、建物ができて中身がないというように言われてしまいますので、その辺はしっかりやっていた

だきたいというふうに思います。

次にもう一点ですが、患者の数が大分減ってきていると。平成14年、15年くらいまではある程度国吉病院も増えてきたという実績があるのですが、16年度を見ますと、患者の数全体で1,649人も減ってしまったということは、先ほどの医者が1人やめたという部分で減った要素もありますけれども、そのほかに、先ほど課長の方から、御宿町から行く交通の便も悪いというふうな回答もありましたけれども、これから144床の病棟でやっていく上には、お客さんと言っては悪いけれども、患者の数が増えないことには経営も成り立っていきませんので、その辺の利用率の向上について、町長もその辺はやってくれているというふうに言っていましたけれども、もう一度改めて、その利用率向上について国吉病院の方から聞いていましたら回答願いたいと思うのです。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 3月9日に井上町長から要請書、また伊藤議長からの意見書を太田管理者へ手渡しをしております。そのときに井上町長から、また伊藤議長から管理者の方へ、交通アクセスの改善についてシャトルバスなどの検討について要望をしております。そのときに管理者の方から、シャトルバス等の検討は、平成18年度にいすみ市の交通アクセスについて検討する予定である、その中で検討したいという回答をいただいております。

そういうことで、利用率が上がることによって経営も改善されるということでもありますので、今後とも正副管理者会議、また国吉病院組合議会の方で具体化されますよう、協議の方をよろしくお願い申し上げます。

11番（中村俊六郎君） 今、3点について回答をいただいたわけですが、今問いました3点については、国吉病院を運営していく上で大変大事な事柄だというふうに思っております。今の答えを踏まえて、最後に町長に、今後、国吉病院の建設問題についてどうやっていくのかという部分で、町長の意見をお聞きしたいと思いますのですが、どうですか。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） まず最初に、国吉病院組合議会の議員であります中村議員からの質問になかなかお答えづらいののですけれども、今までの一連の流れについてお話をしたいと思います。

病院移転・新築事業につきましては、国吉病院議会の3名の皆さん、また伊藤議長、議員各位には、たび重なるご協議をいただいておりますことに関しまして、改めて感謝を申し上げます。

御宿町では、少子高齢化の進展による地域医療の充実が重要施策であり、過去のアンケート調査でも、福祉・医療の充実が最も住民の要望が高いこと、町総合計画では、国吉病院を地域医療のかなめとして位置づけをしております。昨年末から、基本計画に基づいて、構成5町、協議を重ねてまいりました。特に、建設事業に対する御宿町の負担率は9%でありましたが、3%の引き下げ交渉を強力にしまして、6%の負担率にしましたことは、皆さんご承知のことと思います。

2月に国吉病院組合管理者より、実施設計が終わり、医療法第7条の規定により、病院開設許可事項一部変更許可申請を千葉県知事へ提出するための協議がありました。3月10日が提出日ということでありましたので、3月9日に議長、副議長、担当課長、私と4人で太田市長を訪ね、次の要請書を管理者である太田市長へ提出しました。また、病床数98床から144床へ変更する旨の申請については、これまでの経過を踏まえ同意をいたしましたので、ご理解を賜りたいと存じます。要請書の内容は次のとおりです。

国吉病院移転・新築事業の見直しについての要請書。

国吉病院移転新築事業にあたり、次のとおり要請いたします。

地方自治体にとって、不採算医療を整理することは責務であり、政策医療としての投資は、当然必要だと認識しております。しかし、病院経営を取り巻く環境は建設計画途上と大きくさま変わりしておりまして、特に、医師不足については、県内の公営病院で医師の確保ができないため、診療科目の閉鎖に追い込まれていることが報じられているなど、深刻な状況となっております。

国保国吉病院組合の平成16年度決算では、事業収入が当初予算の22%も下回るという危機的な事態となっており、これも医師が確保できなかったことが要因であります。箱物を整備したからといって、経営が改善されるということはありません。

また、構成市町の財政は、国の三位一体改革などにより年々悪化し続けております。抜本的な歳出の見直しが求められております。その上で、国では歳入不足を補うため、地方交付税の見直しを公表しています。

このような状況下、国保国吉病院建設にあたりましては、できる限りの建設コストの削減、運営に当たりましては医師確保対策の充実、さらには利用率向上対策などをいま一度検討すべきではないでしょうか。建設着手前に外部委員を含めた経営改善委員会を設置し、経営改善の検討をしてくださるよう強く要請したところでございます。

要請書の内容は以上のとおりであります。また、議会議長からも見直しについての意見書

が提出されました。このことは、国吉病院議会で議題として協議されることと思います。私も副管理者として提言をしまいいりますが、国吉病院組合議会議員の方々にもお骨折りを願って、よりよい病院事業となりますよう、今後とも、よろしくご尽力をお願い申し上げます。

11番（中村俊六郎君） はい、ありがとうございました。

今、町長が国吉病院に出された要請書、その内容、また町長の決意というのを聞かせていただいたのですが、改めてもう一度確認しますけれども、今の建設、144床をやっていく建設については、そのままではだめなんだよと。もう少し何とかならないのか、金額だけ下げるのか、いわゆる見直しについてもいろいろあると思いますが、その辺、今は出てこないと思いますが、とにかく見直しはしてもらいたいということによろしいでしょうか。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） その見直しについては、9日にも充分申し上げました。先ほども課長からありましたように、巡回バスの方もお願いするというようなことも申し上げております。私としては、今後充分な見直しができなかった場合には、それなりのことを考えなくてはいけないのではないかなと、そのように考えております。

11番（中村俊六郎君） それなりのことと、それ以上は聞きませんけれども、そういう覚悟があるということによって理解したいというふうに思います。

この間、3日間になりますか、この議会の中でいろいろ議員からも提言がございました。その中で一番気になったのは、やっぱりこの1年が御宿町にとって大変重要な1年だというふうに私は思っています。県からの勧告もこの1年以内に出るという中で、御宿町をどういう方向に引っ張っていくのかということが問われる1年だというふうに思っています。そういう中で、執行部は執行部らしく、議員は議員らしく、もう一度原点に戻って、原則を踏まえた中で物事を進めてやっていただきたいというふうに思っていますので、その辺をきちんともう一度見詰め直して調整に当たっていただきたいというふうに思っています。

私の方からの意見は以上です。ありがとうございました。（拍手）

川 城 達 也 君

議長（伊藤博明君） 続きまして、6番、川城達也君、登壇の上ご質問願います。

（6番 川城達也君 登壇）

6番（川城達也君） 6番、川城でございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていた

だきます。

まず初めに、花粉症に関する質問をさせていただきます。非常に重要かつ根源的な中村議員の一般質問の後でこういう質問をするのは、若干やりにくい点があるのですが、やらせていただきます。

実は、私は小さいころから花粉症を患っておりまして、まだ当時は、一体何が原因なのかよくわからないこともありまして、ただひたすら鼻水を垂らし、目をこすり、目を真っ赤にし、くしゃみをしてと、そういう時期を過ごしました。それが、ある年になったときに、どうやらそれは杉あるいはヒノキの花粉が原因であるということが解明されまして、ああそうだったのかと。今までいろいろと飲んだ漢方薬その他は一体何だったのかなと、すべて無駄になってしまったなというような非常にショッキングな体験を小さなときにしたことがあるのですが、今や、花粉症は国民の5人あるいは6人に1人が罹患するともいわれ、典型的な国民病といえる状況となっております。

今手元にある資料ですが、去年の2月に政府が出した資料なのですが、ここにも、冒頭にこう書いてあります。「花粉症は、今や国民の20%近くが罹患するともいわれ、政府として関係省庁が一丸となって積極的に取り組む必要のある疾病である。」と、このように書いてあります。そして、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、気象庁、環境省、内閣府、これら中央省庁が一体となって、花粉症の実態把握あるいは原因究明、それから各種対応策、その中には、予防治療法の開発普及、あるいは花粉の少ない杉・ヒノキの品種等の開発、あるいは間伐の推進。あるいは適切な医療の確保、その他情報の提供、そういった部分に国を挙げて取り組みつつあるということであります。

そこで、まず初めにお伺いしますが、これら花粉症に関し、重い腰をやっと上げた中央省庁その他都道府県の取り組みと連動して、何がしかの取り組みを御宿町においてもするよう、例えば国や県の方から働きかけあるいは指導等があるということはいかがでしょうか。まず初めにそれをお伺いします。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） アレルギー対策について保健担当から答弁をさせていただきます。この関係につきましては、夷隅健康福祉センターが所管となっておりますけれども、今現在、具体的な取り組みはまだなされておられません。

町の方として、どのような指導なり有効対策をしているのかということで簡単にお答えさせていただきますけれども、スギ花粉対策につきましては、議員のご指摘のように原因となるア



レルゲンの除去が大切と言われております。スギ花粉につきましては、外出時に暴露をすることが多いため、外出するときはマスク、フードつきの眼鏡を着用するなどが予防にはよいとされております。また、室内に入るときは、着衣や体に付着したアレルゲンを持ち込まないように着衣や全身をはたいてから室内に入る。うがいや手洗い、洗顔をすることが予防につながると、こう言われております。

また、ご質問と離れてしまうかもしれませんが、空気清浄機などでアレルゲンを除去できることから、予防には有効とされておるところであります。スギ花粉であれば25マイクロメートルほどの大きさと言われておりますので、空気清浄機のフィルターで100%近くを除去できると言われております。しかし、空気清浄機については、家庭などの密閉された部屋では効果があるものの、開放されている外気の影響が高い公共施設などでは、効果は余り期待できないということでもあります。そういうことで症状のある方については、室内でもマスクを携帯することなどをお勧めしているところでございます。

また、ダニ、ハウスダスト、カビなどの通年性アレルギーにつきましては室内での暴露が多いので、室内を清潔にする、じゅうたんを使用しない、犬・猫など室内でペットを飼育するときはペットを常に衛生的に保つなど、原因を取り除くことが必要とされているところであります。

花粉症対策には、初期治療をすることで症状が緩和される、症状が出る時期がおくれる、併用する薬の量が減るなどの効果がありますので、症状があらわれる前に、早目に主治医の診察、フォローを受けることも大切とされています。アレルギーの健康相談を受けた場合、以上のような指導をさせていただいているところでございます。

6番（川城達也君） はい、わかりました。ありがとうございました。

私自身の経験から申し上げますと、ある程度大人になれば自分の責任において、自分でなかったからしょうがないかという若干のあきらめとともに、適切な対処ができると思っております。ただ一つ、私自身気になるのは、例えば保育園とか小学校あるいは中学校、この学童期・児童期の子供たちが、いまだしっかりと自己管理ができない年齢にあるお子さんたちが、果たして花粉症のシーズンにどういう毎日を送られているのかと思いますと、やはり何がしかのことを、できるのであればしてあげたいなというふうに心から思うわけであります。

先ほど課長の方から、空気清浄機に関しては、対象となる空間が広いから、家庭内においては非常に効果があるけれども、その他の環境においてはどうかかわらないというご答弁があったわけですが、ちょっと重複するようですが、この空気清浄機というのは、近年、非常にコス

トパフォーマンスが高くて、しかも性能がよくなっておりますね。私自身の、ありとあらゆる薬というかさまざまな療法を試した経験から申し上げますと、空気清浄機を使うことが最も安価で効果が高いなという結論に、今のところ至っております。ですから、もし可能であれば、各教室に1つずつそういったものを設置していただくというような、施策が展開可能かどうかわかりませんが、現状においては、それが恐らくベストの方策ではないかと思っております。

当面は、教育現場において、そういった清浄機の導入は考えていらっしゃるのでしょうか。そのあたりをお伺いします。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） 実は花粉症につきまして、アレルギー関係の調査を17年度に御宿町の教育研究会、保健部会というものがあまして、その調査書によりますと、疾病項目の調査の中で花粉症として挙がっている児童生徒数は、中学校の生徒169名中19名、約11%です。小学校の児童につきましては3校、377人中18人、約5%ですね。という調査結果が出ております。

花粉症対策としましては、ただいま保健福祉課長の方から答弁がございましたが、ほぼ同じようなことを申し上げることになるかと思えます。まず、病院で診察を受けていただくということが第一かと思えますが、そのほかに学校で取り組んでいることは、養護教諭や担当教師が、まず基本的にマスクをする、うがいをさせる、そのほかに洗顔をさせる 顔を洗う、特に目を洗うということを中心に行っているということ聞いております。特に小学校の低学年につきましてはなかなかうまくできないということで、先生方が気をつけてやっているというふう聞いております。

小学校の高学年、中学生になりますと、個人個人が花粉症についての自覚を持っておりますので、教室に入る前には服をよくたたき、花粉が付きにくい服を着るといったような防衛策を自分たちでして、教室の中に花粉を持ち込まないような努力をしているということで、周りの人も気をつけているというようなことを聞いております。

教室内の換気につきましても、この時期に窓を開けるときは必要最低限ということで、対応を図っているということです。

最後に、これが一番効果があるのかなということは、掃除の仕方を一番気をつけているということで、教室の中に花粉をためないというのですか、掃除機でゴミを取るだけでなく、花粉が部屋の四隅にほこりと一緒に絡まらないように、また床に落下している状態ではないよ

うな状況にするというのですか、机の上ですとか棚ですとかそういったところをまめに掃除をして、花粉を部屋に置かないというような対応をしているということで聞いております。

今、空気清浄機の話がございましたが、現在のところ、学校に空気清浄機を設置することは考えてはおりません。私の方でも金額的な面も含めて調査はいたしました。購入すると1台当たり25万円とかレンタルでも1台1万円とかということで、先ほど保健福祉課長の方から話がありましたが、狭い部屋の中での対応であれば、より効果的なのでは、広い教室内に1台とかそういったことでは、なかなか対応が難しいのではないかとというようなことで、現在のところでは、清浄機の購入について、対応については考えておりません。

6番(川城達也君) はい、わかりました。そうですね。このご時世、なかなか財政的にも厳しいのに、安易に空気清浄機の購入という方向に行かないのはよくわかっております。

それにしましても、今、課長のご答弁を伺いましたら、小学校、中学校、現場のどこに行ってもかなりの日常的な花粉対策が行なわれていると。特に掃除等には気をつけているということでしたので、その点を伺いまして、若干安心をいたしました。

また、児童生徒のアレルギー疾患の有病率を把握しているかどうかお伺いしようと思ったのですが、先に言われてしまいまして、中学校が169人中19名、小学校は大体率にして5%ということであります。そんなに多くなくて、若干安心しました。現代病としてのアレルギーは、自分の体調の自己管理あるいは健康管理の訓練になる面もございまして、あるいは自然環境を考える上でのきっかけにもなりますので、ぜひともこの問題については、ある一定レベル以上の関心を払って取り組んでいただきたいなと思っております。

次に、第2点に入らせていただきます。

入学式あるいは卒業式、これらの儀式に関して行政というものがどういうスタンスで臨んでいるのかということに関してお伺いするという通告書を、せんだって提出させていただいたのですが、非常にこれは難しい問題でして、私もどの辺で、何といたしますか、きれいな回答があるのか皆目検討がつかないのです。自分がどうしてこういう質問をするに至ったか、その経緯をご説明申し上げるのが一番わかりやすいと思っておりますので、その辺の説明からまず入らせていただきます。

入学式、卒業式という儀式はだれもが、義務教育課程、すなわち小中学校教育において最低4回は体験いたします。それらは、満6歳・12歳・15歳と人間の発達の節目節目に位置し、人生において非常に重要な通過儀礼としての役割を果たしているといえます。あるときは、それは父母の手を離れて初めて社会生活に入る、いわば別れの儀式であり、また、別のときは、こ

れから始まる公教育の教育効果を高めるための払いの儀式であり、また別のときは、地域のゆりかごを離れてよりさまざまな人々、さまざまな世界で交わり合う人生への旅立ちの儀式であると思うわけです。さらに申し上げれば、保護者にとっては、我が子の成長を改めて確認し、これまでの苦勞と道のりを振り返る喜びの儀式であり、教師の皆さんにとっては、重い責任を背負うに当たった決意表明の儀式であり、また、任を果たした喜びに胸をなでおろす達成の儀式であると。大ざっぱに、私はこういうふうに認識しているわけです。

そして、ちょうど御宿小学校は五倫校でありますので、付け加えて申し上げるならば、五倫校というのは、五徳の五倫でありますね。信、義、知、礼、仁と5つあるわけですが、この5徳、五倫の中に一つ、礼という徳目がございます。その礼というのが何かというものを端的に表現する、あるいは体験させる非常にすぐれた教材が、入学式あるいは卒業式、そういった一連の儀式であろうと思うわけであります。

私の個人的な見解にすぎませんが、こういう儀式、人生の節目節目の儀式というのは、さまざまな人間の思いあるいは社会の要請、社会のさまざまな思惑ですとか、あるいは人生における一つの道しるべとなるようなさまざまな意味合いを持つわけですから、地域社会の人間としては、ぜひとも子供たちを最高の儀式でもって学校に迎え、最高の儀式でもって外に送り出してあげたいと、こういう気持ちがまずあるわけです。

ここから具体的な話に入りますが、私も議員職にあずかせていただきまして、何度か小学校あるいは中学校の儀式に参加させていただきました。非常に単純な感想として、自分のころとは大分変わったなというふうに感じたわけであります。私が経験したものがすぐれていて、現在がだめだと言うつもりは毛頭ございません。また、当時の校長先生がすぐれていて、今の校長先生が云々というお話をするつもりはございません。ただ、非常に大きく変わったなという感じがいたします。

どのように変わったかという、例えば小学校の場合、当時は、壇上にあふれんばかりの菜の花が生けられておりました。そして、その菜の花を下の方から白熱灯で照らして、壇上が何ともいえない黄金色に輝くと、そういう演出がなされておりました。そして、式中は常に、ある程度の小さな音響でBGMがかかっておりまして、例えばバッハであるとかビバルディであるとかそういったクラシック音楽が、儀式に何がしかの華やぎと同時に荘重さというものをもたらしていたわけであります。

それが様式として果たして適当かどうかという話は、私はいたしません。それは好き嫌いもあるでしょうし、ただ、そういうものに対して、例えば私のような人間が何とかして、今の状

態よりももっとよくすることができるからこうした方がいいのではないかと思ったときに、一体どういう経路でそれを申し上げたらいいのかなというのが、ちょっとわからないわけですね。そこで、今回、質問させていただくということになったわけです。

まず、一般論からお伺いをしたいのですが、こういった儀式、一般に関して行政サイドとしてはどのようにかかわるべきとお考えでしょうか。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） ご質問の入学式、卒業式につきましては、学習指導要領の中では、学校行事は儀式的行事として位置づけられています。その学習指導要領の中で位置づけられています行事というものは、このほかにも特別活動として学級活動ですとか部活動ですとか、児童会また生徒会、クラブ活動、そういったものが挙げられますが、これらの行事につきましては、各学校の実態に即した創意工夫を加えた活動になる。それによって、学校生活に秩序と変化を与えて、児童生徒が集団への帰属感を感じたり学校生活に充実感を感じたりできるように工夫するものであって、教師が児童や生徒とともに学校独自の計画を立てて実施していくことが望ましいということになっているものです。

中でも入学式、卒業式の儀式的行事につきましては、先ほど川城議員さんがおっしゃっていましたが中身と同じですので割愛させていただきますが、今説明いたしました儀式につきましては、正規の教育課程の中に位置づけられておりますので、内容につきましては学校長の裁量で行われております。ですから学校側で、学校長、学校の職員、そういった方々がいろいろな会議の中で検討した中で実施をするということでしておりますので、特に入学式や卒業式などの行事について、具体的な内容について介入して、このような形でとかいったようなことについては、現在、教育委員会が介入してはおりませんし、また学校独自の中でやってきているというふうに考えています。

6番（川城達也君） はい、ありがとうございます。恐らくそういうお答えをいただくのではないかと私自身も予測していたわけですが、何と申し上げたらいいのでしょうか、要するに、わかりやすく申し上げますと、どういう儀式をやるかはすべて学校長が決めるということなんでしょうか。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 学校独自の、その学校学校が、今まで積み上げてきたものが生かされてきているというふうに考えております。先ほど議員から、急に変わったのではないかというようなご質問であったかと思いますが、やはり何年かたっていくうちに徐々に変わって

きている現状ではないのかなというふうには思います。

6番（川城達也君） 恐らく、こういう問題は、時の流れとともに現状があるわけで、それを伝統と言え言えなくもないという面がございます。しかしながら、私は、実は過去の個人的な経験に、非常に特殊な事例にのっとって物を言う、言い過ぎるとよくないというのはよくわかっていますけれども、ただ私が経験した段階でも、そこには御宿小学校あるいはその中学校の伝統があったんですね。つまり、私が経験したのも1つの伝統、あの時点での伝統であったわけなんです。それが、少なくとも今は変わっているということであります。

問題は、だから結局どういうものがよいのか、どういう儀式をやって地域社会の子供たちを迎え、送り出すのかと。私は個人的に、この議論をある程度する必要はないかと思えます。そして、もちろん、先ほど課長がおっしゃられたように、最終的には学校長の裁量だということであれば、最終的にはそれは当然校長先生にお任せすればいいと。

しかしながら、何がしかの意味で、民でもない官でもない、公といいますか、我々の地域社会というものを一文字で公、「おおやけ」というふうに表現するならば、その「おおやけ」の何といいますか、ちょっとわかりにくくて申しわけないのですけれども、伝統なりなんなりを検討というか、そういう意見が言える場あるいは議論ができる場、要望を出し合う場、そういった場みたいなものがあればよいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（伊藤博明君） 岩村教育長。

教育長（岩村 實君） 入学式、卒業式に対する議員の今の評価というか見方は、まさにそのとおりだと思っています。恐らく議員の卒業式、入学式の思い出としてはそうだったと思うんですよ。学級を担任した方々は、紋付はかまで多分登場した時代ではなかったかなと思っています。これはまた一つの儀式としての形として、私は、それはそれであっていいのではないかと思っています。

それから、舞台にちりばめた花、これもいつとき、ずっとありました。その時期に向かって、南房総に注文して、ずっととってきた。そうではなくて、会場にいっぱい、ポットの花をずっとちりばめた時代もありました。これが、今のさまざまな状況の中で、財政的なことを含めて、徐々に消えていったのは事実です。現実として今は多分、ほとんどの学校で使われているのはいわゆる鉢植えのものとか簡単なもの程度しか、要するにお金がかかるようなものについては、ほとんど省略されているのが事実ではないかと思っています。

それから、公としての、地域の方々みんなでつくり上げているそういう儀式というのはどこでつくったらいいのかというご発言があったと思いますが、実際の最終的な結論から申し上げ

れば、最終判断というのは、これはぜひ学校長にゆだねてもらいたいと思っています。ただ、その過程の中で、こういうのがあったらいいじゃないか、こうしたらいいのではないかと、そういう意見というのはあって当然だろうと思いますから、例えば教育委員会とすれば、それぞれの儀式には教育委員が代表して出ていますから、次の教育委員会では必ず感想を聞きます。その結果を学校に伝えています。同じように、皆さん方、議会を含めて、そういう会議に出られた方もあると思いますから、そういうものは教育委員会の方に伝えていただきたい。ただ、私としては、余りそれについて、こうしなさいという言い方は、とりたくないなというふうに思っています。そういうものは何かの方法で伝えることはそれなりに意味があるのかなと思いますが、強制的な形でやりたくないなと思っています。

6番(川城達也君) わかりました。ありがとうございました。

今、教育長からご答弁をいただきまして、いかなる様式のものであろうとも、強制するようなことがあってはいけないなと、まさにおっしゃるとおりだなと思っております。

ちょっと話を広げてしまいますが、先ほど私が申し上げた何がしかの意見を出す場、いろいろな考え方を自由に発言して、最終的な判断は、例えば町政であれば町長にお任せするわけですし、教育現場であれば教育長あるいは各学校長にお任せするわけですが、その前の段階で、もっといろいろな意見を出す場があっていいのではないかと。一つの地域社会において、一体何が公の利益につながるのか、何が公益なのか、そういう問題意識に基づいて、いろいろな人間がいろいろな考え方、場合によってはけんかになることもあるかもしれませんが、さまざま提言をできる場があってもいいのではないかと。そしてそれが、先ほど石井議員が、地域の産物を開発するという非常に強い熱意とともに、ヤーコンに関する質問をされていましたけれども、そういったものともリンクしてくるのではないかと思っています。

最後になりますが、よく官民一体となってという言葉があります。先ほどどなたかの質問に企画財政課長が、官民一体となってというふうにお答えをしておられました。この言葉自体は全く間違っていない、言われていることはまさにそのとおりだと思うのですが、もう一つ、公というものは何かなということを、私はここで問題提起をしたいと思えます。

ともすると今の時代、官が民の横暴にさらされることもあります。昔は、官が民に横暴を働いていたわけですね。ところが、今の時代は、どうも民が時によると官に横暴を働くこともあると、そういう時代であります。今の時代状況を考える上で、公というものは何なのか、公の言論というものは何なのか、公の場というものは何なのか、そして、そこで展開される地域の公益の議論というものは何なのか、その辺の根源にもう一回立ち返る必要があるのではないかと

うことを申し上げさせていただきます、今議会の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（伊藤博明君） ご苦勞さまでした。

これにて一般質問を終了いたします。

#### 閉会の宣告

議長（伊藤博明君） 以上で、今定例会の議事日程はすべて終了いたしました。

ここで、井上町長よりあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） 平成18年第1回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

このたびの定例会におきましては、平成18年度一般会計予算を初め、30議案について慎重にご審議をいただき、議員の皆様方のご理解によりまして、いずれもご承認、ご決定をいただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

ここに成立を見ました平成18年度の各予算によりまして、町政各般にわたり所期の施策を推進し、町政の一層の伸長と町民生活の向上・発展に寄与してまいりたいと存じます。

なお、会期中、議員各位より賜りましたご意見・ご要望につきましては、今後の予算の執行にあたり充分これを尊重し、検討いたしまして、町政運営に遺漏のなきよう進めてまいる所存でございます。

どうぞ今後ともよろしくご指導、ご協力のほどをお願い申し上げますとともに、3月とはいえ風はまだ寒く、健康には充分ご留意され、これからもご活躍されますようお祈り申し上げ、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（伊藤博明君） 議員各位には、慎重審議をいただき、また議事運営につきましてもご協力をいただき、円滑な運営ができましたことに厚くお礼申し上げます。

以上で、平成18年御宿町議会第1回定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

（午後 2時32分）





地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 伊 藤 博 明

署 名 議 員 白 鳥 時 忠

署 名 議 員 小 川 征